

岐阜県ギャンブル等依存症対策推進計画

令和6年度～令和8年度
(2024年度～2026年度)

岐 阜 県

令和6年3月

目 次

第1章	基本的事項	1
1	計画の趣旨	
2	基本理念	
3	計画の位置づけ	
4	計画期間	
5	国、地方公共団体、関係事業者、国民（県民）等の責務	
6	ギャンブル等依存症の定義	
第2章	現状と課題	4
1	ギャンブル等依存症に関する状況	
	（1）ギャンブル等依存症が疑われる方の推計値	
	（2）ギャンブル等依存症に関する外来・入院患者数	
	（3）ギャンブル等依存症に関する相談状況	
	（4）相談・治療・回復支援機関設置状況	
2	ギャンブル等の環境に関する状況	
	（1）公営競技の状況	
	（2）遊技場店舗の状況	
3	ギャンブル等依存症問題の状況	
	（1）ギャンブル等依存症問題による周囲への影響	
4	本県のギャンブル等依存症対策の課題	
	（1）正しい知識の普及啓発	
	（2）相談及び医療体制の強化	
	（3）関係機関との連携による支援	
第3章	基本的施策	21
1	基本目標と基本方針	
	（1）ギャンブル等依存症の予防及び正しい知識の普及	
	（2）誰もが相談できる相談窓口と必要な支援につなげる相談支援体制の強化	
	（3）ギャンブル等依存症で悩む方が適切な医療を受けるための医療体制の強化	
	（4）ギャンブル等依存症で悩む方が円滑に回復、社会復帰するための支援体制づくり	
	（5）関係事業者（競馬等施行事業者）による取組の実施	
	（6）連携体制及び人材育成による基盤整備の強化	

- 2 具体的な取組（基本施策）
 - I 予防教育・普及啓発（発症予防）
 - （1）若年層を中心とした予防教育・啓発
 - （2）広報等による正しい知識の普及と理解の促進のための普及啓発
 - （3）不適切なギャンブル等の誘因防止
 - II 相談・治療支援（進行予防）
 - （1）ギャンブル等依存症の本人及び家族に対する相談支援の充実と相談支援につなげるための取組の強化
 - （2）ギャンブル等依存症に対する医療の充実
 - III 回復・社会復帰支援（再発予防）
 - （1）回復支援プログラムの実施
 - （2）民間団体の活動と連携による支援
 - （3）回復支援・社会復帰に関する相談・支援対応の充実
 - IV 関係事業者の取組
 - （1）広告・宣伝
 - （2）アクセス制限等
 - （3）相談・治療につなげる取組
 - （4）依存症対策の体制整備
 - V 関連問題に対する取組
 - （1）多重債務問題への取組
 - （2）違法なギャンブル等の取締りの強化
- 3 重点施策
 - （1）ギャンブル等依存症の正しい知識の普及と理解の促進のため、県民向け啓発活動を実施（重点①）
 - （2）ギャンブル等依存症の本人及び家族に対する相談支援の充実と相談支援につなげるため、依存症相談拠点と各種関係機関との連携による支援強化（重点②）
 - （3）ギャンブル等依存症に対する医療の充実（重点③）
 - （4）自助グループなど民間団体の活動支援（重点④）
 - （5）依存症対策の体制整備（連携等）（重点⑤）
 - （6）人材の育成・確保（重点⑥）

第4章 基盤整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

- 1 連携体制
 - （1）関係機関との連携強化
 - （2）関係する計画との連携強化
- 2 人材育成及び確保
 - （1）相談機関の人材育成
 - （2）医療機関の人材育成
- 3 推進体制

- (1) 岐阜県ギャンブル等依存症対策協議会
- (2) 岐阜県依存症地域支援連携会議
- (3) 岐阜県依存症地域支援連携会議（分科会）

用語集 4 0

参考資料 4 1

資料1 ギャンブル等依存症対策基本法

資料2 ギャンブル等依存症対策推進基本計画【概要及び令和4年変更】

資料3 岐阜県ギャンブル等依存症対策協議会設置要綱

第1章 基本的事項

1 計画の趣旨

ギャンブル等依存症は、本人が依存症であるという認識を持ちにくく、多重債務問題など日常生活や社会生活に様々な問題を生じさせ、家族等へも深刻な影響を及ぼすことから、重大な社会問題となっています。

そうした中、平成30年10月に「ギャンブル等依存症対策基本法」（平成30年法律第74号。以下「基本法」という。）が施行され、各都道府県において、地域の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画を策定するよう努めることとされました。

本県では、国の基本計画を踏まえ、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、ギャンブル等依存症に関わる関係者で構成する「岐阜県ギャンブル等依存症対策協議会」を設置し、専門的知見を聞きながら本県の実情に即した「岐阜県ギャンブル等依存症対策推進計画」（以下「県推進計画」という。）を策定しました。

県推進計画は、その計画期間を3年間と設定しており、令和3年度から令和5年度までの第1期計画期間の取組実績等を踏まえ、この度、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする第2期計画を策定することとなりました。

今後は、第2期の県推進計画に基づき、関係機関と連携して、ギャンブル等依存症の予防、相談、治療、回復、社会復帰の各段階に応じた切れ目のない支援を行うことで、ギャンブル等依存症により不幸な状況に陥る人がなく、誰もが健康で安心して暮らすことのできる健全な社会の実現を目指します。

2 基本理念

ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止対策等を適切に実施するとともに、ギャンブル等依存症により引き起こされる多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に対しても、これらの問題に関する施策との連携により改善を図るよう配慮していくことで、根本的な解決につなげ、ギャンブル等依存症を有する方又はその疑いがある方やその家族をはじめ、全ての県民が、人とのつながりを大切にし、日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう支援していきます。

3 計画の位置づけ

県推進計画は、基本法第13条第1項の規定に基づき、都道府県計画として策定するものであり、本県のギャンブル等依存症対策における基本的な計画として位置づけられます。

なお、この計画は、SDGsの達成に向けた取組の推進についても、本県の実情を踏まえ反映しました。

4 計画期間

県推進計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

5 国、地方公共団体、関係事業者、国民（県民）等の責務

基本法第5条から第9条までには、国、地方公共団体、関係事業者、国民、ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の責務として、次のように定められています。

(1) 国

基本法の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策を総合的に策定し、実施する。

(2) 地方公共団体

基本法の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策に関し、国との連携を図りつつ、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する。

(3) 関係事業者

国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の予防等（発症、進行及び再発の防止をいう。以下同じ。）に配慮するよう努める。

(4) 国民（県民）

ギャンブル等依存症問題（ギャンブル等依存症及びこれに関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題をいう。以下同じ。）に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うよう努める。

(5) ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者

国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力し、ギャンブル等依存症の予防等及び回復に寄与するよう努める。

6 ギャンブル等依存症の定義

(1) 法的定義

基本法では、ギャンブル等依存症を「ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態」と定義しています。

(2) 医学的定義

現在、国内の医療機関等で汎用されている精神科診断基準には、ICD^{※1}及びDSM^{※2}があり、ギャンブル等依存症はこれらの基準に基づいて診断されています。ICD-10での分類では「病的賭博」に、DSM-5での分類では「ギャンブル障害（Gambling Disorder）」に位置づけられています。

(3) 県推進計画におけるギャンブル等依存症の範囲

県推進計画では、医学的定義における「病的賭博」「ギャンブル障害」の状態にある方」と法的定義における「ギャンブル等にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態にある方」を「ギャンブル等依存症である方」とします。

医学的定義：「病的賭博」「ギャンブル障害」の状態にある方

法的定義：ギャンブル等依存症の状態にある方

※ギャンブル等にのめり込むことにより

日常生活又は社会生活に支障が生じている状態にある方

※1 世界保健機関（WHO）が身体・精神疾患に関する世界共通の分類確立を目指して作成した「国際疾病分類」のこと。「病的賭博（F63.0）」は、ICD-10での分類に位置づけられ、①持続的に繰り返される賭博、②貧困になる、家族関係が損なわれる、そして個人的生活が崩壊するなどの不利な社会的結果を招くにもかかわらず、持続し、しばしば増強する等に該当する。

※2 アメリカ精神医学会が作成した精神疾患の診断基準である「精神疾患の分類と診断の手引き」のこと。「ギャンブル障害」は、DSM-5での分類に位置づけられ、①興奮を得たいがために、賭け金の額を増やして賭博をする要求がある、②賭博で金をすった後、別の日にそれを取り戻しに帰ってくることが多い等、臨床的に意味のある機能障害又は苦痛を引き起こすに至る持続的かつ反復性の問題賭博行動を示す場合が該当する。

第2章 現状と課題

1 ギャンブル等依存症に関する状況

(1) ギャンブル等依存症が疑われる方の推計値

独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターが、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等のギャンブル等依存症問題の実態を把握するために実施した調査（令和2年度）によると、調査対象者の過去1年以内のギャンブル等の経験の評価結果から、「ギャンブル等依存が疑われる者」の割合は、成人の2.2%と推計されています。

これを本県の成人人口（令和4年10月1日岐阜県人口動態統計調査）で換算すると、県内で過去1年以内のギャンブル等依存症が疑われる方は、約2万9千人と推計されます。

(2) ギャンブル等依存症に関する外来・入院患者数

本県における外来患者数及び入院患者数に関しては、令和2年度の外来患者が44人となっていますが、それ以外の状況については非公表となっています（通院先や入院先となっている医療機関の数が2以下であることを理由としています。）。一方、全国の外来患者数は増加傾向にあり、令和2年度は、平成28年度と比較すると約2倍の増加となっています。

表 2-1-1 近年のギャンブル等依存症外来・入院患者数の推移

(単位：人)

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
外来患者					
岐阜県	非公表	非公表	非公表	非公表	44
全 国	1,821	2,246	2,839	3,527	3,590
入院患者					
岐阜県	非公表	非公表	非公表	非公表	非公表
全 国	269	296	362	384	364

【出典：精神保健福祉資料(厚生労働省)】

※ 患者の通院、入院先の医療機関の数が2以下の場合は、患者数は非公表

<参 考>

表 2-1-1 (参考) 近年の主な依存症外来・入院患者数の推移

(単位：人)

	種 別	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
外来患者	アルコール依存症	1,082	1,145	1,213	1,239	1,203
	薬物依存症	142	144	148	139	147
	ギャンブル等依存症	非公表	非公表	非公表	非公表	44
入院患者	アルコール依存症	425	403	410	378	360
	薬物依存症	43	49	38	38	36
	ギャンブル等依存症	非公表	非公表	非公表	非公表	非公表

【出典：精神保健福祉資料（厚生労働省）】

※ 患者の通院、入院先の医療機関の数が2以下の場合は、患者数は非公表

(3) ギャンブル等依存症に関する相談状況

本県におけるギャンブル等依存症に関する相談支援については、岐阜県精神保健福祉センター（以下「県精神保健福祉センター」という。）や保健所、市町村の相談窓口において、本人やその家族からの相談に来所及び電話で対応しています。ギャンブル等依存症に関する相談件数は、令和元年度を境に大幅に増加している状況です。

表 2-1-2 近年のギャンブル等依存症に関する相談件数

(単位：人)

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
県精神保健福祉センター	56	24	125	153	138
内 電話相談件数	53	24	117	127	122
県内保健所	15	6	9	18	14
内 電話相談件数	8	4	1	13	8
県内市町村	5	3	10	19	10
内 電話相談件数	2	3	5	13	2
合 計	76	33	144	190	162
内 電話相談件数	63	31	123	153	132

【出典：衛生行政報告例及び地域保健・健康増進事業報告（厚生労働省）】

<参 考>

表 2-1-2 (参考) 近年の主な依存症に関する相談件数

(単位:人)

		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
県精神保健福祉センター	アルコール依存症	114	26	42	68	74
	薬物依存症	9	7	6	18	33
	ギャンブル等依存症	56	24	125	153	138
県内保健所	アルコール依存症	175	111	79	99	121
	薬物依存症	4	9	18	12	6
	ギャンブル等依存症	15	6	9	18	14
県内市町村	アルコール依存症	212	205	95	151	239
	薬物依存症	34	12	11	4	8
	ギャンブル等依存症	5	3	10	19	10
合計	アルコール依存症	501	342	216	318	434
	薬物依存症	47	28	35	34	47
	ギャンブル等依存症	76	33	144	190	162

【出典：衛生行政報告例及び地域保健・健康増進事業報告（厚生労働省）】

(4) 相談・治療・回復支援機関設置状況

本県のギャンブル等依存症による支援機関の設置状況については、次のとおりです。依存症相談拠点、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関を中心に、保健所、各医療機関、自助グループが相談、治療、回復支援のそれぞれの場面で連携を図っています。

① 依存症相談拠点：2機関 <県精神保健福祉センター、各務原病院>

依存症相談拠点である県精神保健福祉センターにおいては、依存症相談員を配置し、依存症に悩む本人及びその家族等からの来所及び電話相談を実施しています。

また、同じく依存症相談拠点である医療法人杏野会各務原病院においても、依存症相談員を配置し、依存症に悩む本人及びその家族等からの電話相談を実施しています。

なお、県精神保健福祉センターにおいては、ギャンブル等に頼らない生き方を取り戻すことや、専門医療機関の受診や自助グループの参加への動機づけを目的に回復支援プログラム（SAT-G^{※3}）を個別相談にて実施しています。

※3 SAT-G…島根県ギャンブル障がい回復トレーニングプログラムの略で、ギャンブル等に頼らない生活を取り戻すことを目指したプログラムです。主に「自身のギャンブル等の問題の整理」、「ギャンブル等依存症の理解」、「ギャンブル等の再開防止に向けた具体的対処と今後への備え」について、ワークブックを用いて学ぶものです。学んだことを日常生活の中で実践に移していくことで、ギャンブル等によらない生活の実現を目指します。

②依存症治療拠点機関：1機関 〈各務原病院〉

依存症治療拠点機関である医療法人杏野会各務原病院においては、専門的な治療プログラム（集団認知行動療法プログラム）を提供するとともに、県内の医療機関・関係機関へそのノウハウの提供に取り組んでいます。また、依存症専門医療機関等との連携拠点機関として、依存症に関する取組の情報発信や各種研修も実施しています。

③依存症専門医療機関：1機関 〈大垣病院〉

依存症専門医療機関である医療法人静風会大垣病院においては、依存症に関する専門的な治療を行うとともに、地域で適切な医療を受けられるよう依存症治療拠点機関とともに、相談機関や医療機関等との連携を通じた医療提供体制の中心的な役割を担っています。

表 2-1-3 圏域ごとの相談機関数

(単位：か所)

	県計	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
保健所	8	2	1	2	2	1

※相談機関の設置状況

保健所：8か所 岐阜保健所、西濃保健所、関保健所、可茂保健所、東濃保健所、恵那保健所、飛騨保健所、岐阜市保健所

【出典：岐阜県健康福祉部保健医療課調べ】

表 2-1-4 医療機関医療機能一覧

(単位：か所)

	県計	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
依存症治療拠点機関	1	1 (※1)	0	0	0	0
依存症専門医療機関	1	0	1 (※2)	0	0	0
ギャンブル等依存症に関する医療提供機能を有する病院						
病院	12	5	3	0	2	2
診療所	7	5	0	2	0	0

※1 医療法人杏野会各務原病院

※2 医療法人静風会大垣病院

【出典：岐阜県健康福祉部保健医療課調べ】

表 2-1-5 圏域ごとの関係団体数（令和 4 年度）

（単位：団体）

	県計	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨
自助・互助・支援グループ	13	12	0	0	0	1

※1 岐阜圏域：各務原病院アローグループ、岐阜ダルク、Detox&Treatment デイケアセンター、家族の回復ステップ12、家族会ステップス、家族会ピア岐阜、GA 岐阜グループ（2）、GA 鶺沼グループ、ギャマノン岐阜グループ、ギャマノン西岐阜ゆかりグループ、CoDA ぎふグループ

※2 飛騨圏域：ギャマノン下呂白草

【出典：岐阜県健康福祉部保健医療課調べ】

2 ギャンブル等の環境に関する状況

本県の公営競技については、笠松競馬場（笠松町）が岐阜県地方競馬組合により、岐阜競輪場（岐阜市）、大垣競輪場（大垣市）の2か所が各市により運営されています。

また、場外の投票券売場としては、笠松競馬場の場外馬券発売所（恵那市）、津競艇場（三重県津市）の場外舟券売場（養老町）があります。

第2期の県推進計画は、第1期の計画期間である令和3年度から令和5年度までにおけるギャンブル等に関する環境を踏まえたものとなっていますが、この間における新型コロナウイルス感染症拡大予防に伴う外出自粛等の影響により、公営競技場や遊技場などに直接赴いてギャンブル等を行うこと自体が大幅に減少しています。

一方で、外出を伴うことのないインターネットを利用した投票が急激に増加していること等、ギャンブル等を取り巻く環境が大きく変化しています。

遊技に位置づけられているぱちんこ・スロットについては、県内各地において営業されていますが、店舗数、設置台数ともに減少が続いています。

表 2-2-1 全国及び県内のギャンブル等施設状況

場及び店舗（単位：か所） 遊技場設置台数（単位：台数）

	公 営 競 技			遊 技
	競馬場 (場外馬券発売所)	競輪場	競艇場 (場外舟券売場)	遊技場店舗 (遊技機設置台数)
岐阜県	1 (1)	2	0 (1)	126 (63,986)
全 国	25	43	24	7,665
時 点	R4年12月末現在			

【出典：厚生労働省提供資料、全日本遊技事業協同組合連合会ホームページ】

表 2-2-2 県内にある公営競技の状況（令和4年度）

種別	競技場名（所在地）	競技施行者
競馬	笠松競馬場（笠松町）	岐阜県地方競馬組合
	場外馬券発売所シアター恵那（恵那市）	
競輪	岐阜競輪場（岐阜市）	岐阜市
	大垣競輪場（大垣市）	大垣市
競艇	ボートレースチケットショップ養老（養老町）	三重県津市

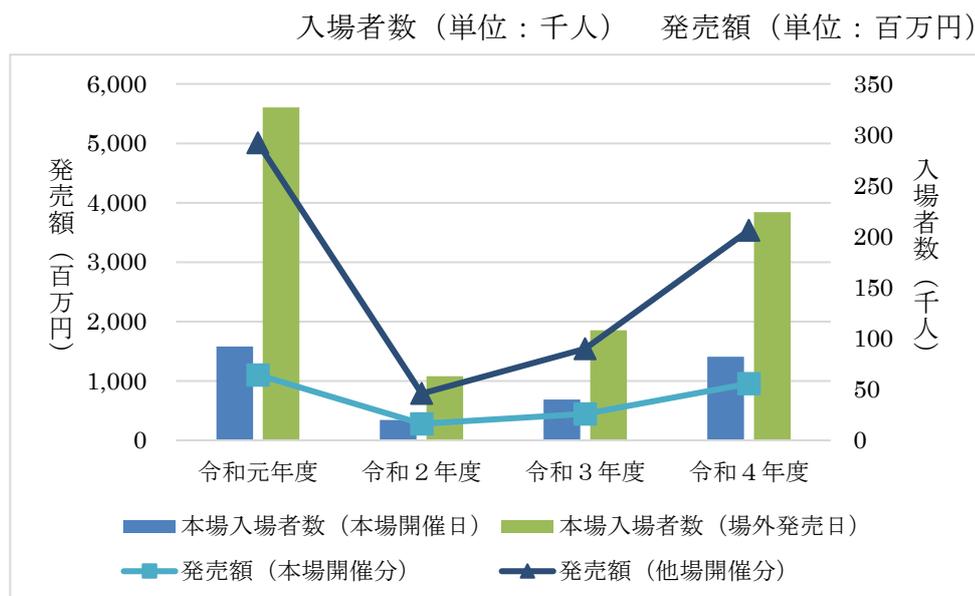
【出典：岐阜県健康福祉部保健医療課調べ】

(1) 公営競技の状況

① 笠松競馬場の状況

新型コロナ等の影響により、令和2年度以降、本場の入場者数や発売額は大幅に減少しています。一方、インターネットを利用した発売額の増加（令和2年度以降は発売額の9割を推移）に伴い、馬券発売額は増加しています。

図 2-2-1 笠松競馬場での入場者数及び発売額



【出典：岐阜県地方競馬組合より提供】

【参考】 新型コロナ等による無観客開催等の状況

令和元年度 開催自粛（6/18～6/21）、無観客開催（3月）
 令和2年度 無観客開催（4～9月前半）、開催自粛（1月後半～3月）
 令和3年度 開催自粛（4～8月）、無観客開催（9月）、開催取り止め（2/21～2/25）

表 2-2-3 笠松競馬場での入場者数及び売上額

入場者数（単位：人） 売上額（単位：千円）

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
本場入場者数	419,769	84,434	149,228	307,382
本場開催日	92,157	20,751	40,845	82,933
場外発売日	327,612	63,683	108,383	224,449
本場で発売した馬券売上	6,111,523	1,067,730	1,987,990	4,492,481
本場開催分	1,103,924	280,626	443,938	956,971
他場開催分	5,007,598	787,103	1,544,051	3,535,510

【出典：岐阜県地方競馬組合より提供】

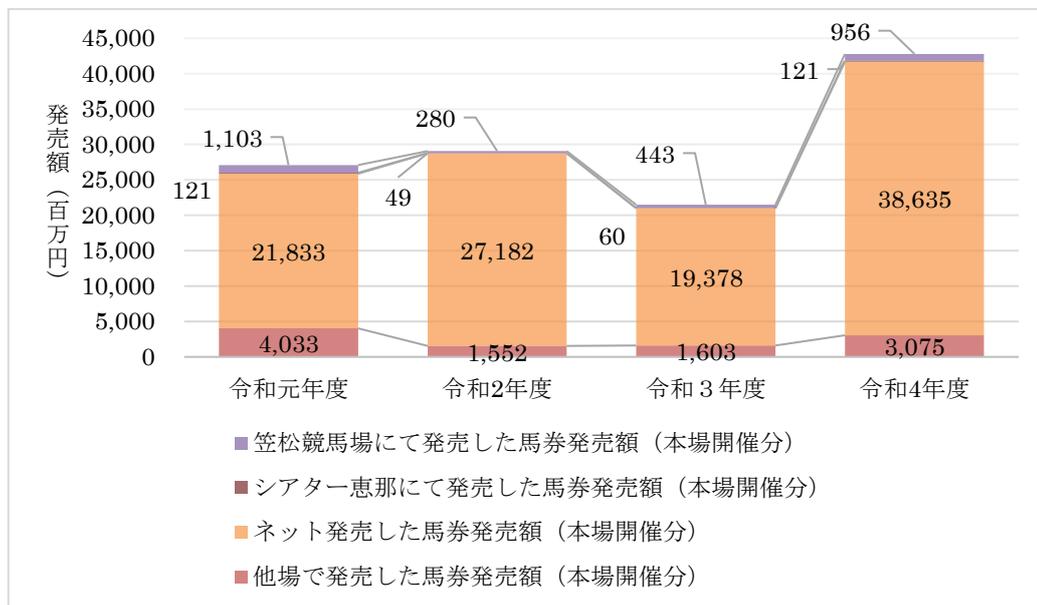
図 2-2-2 笠松競馬開催分のインターネット発売による利用者数及び発売額
 利用者数（単位：千人） 発売額（単位：百万円）



【出典：岐阜県地方競馬組合より提供】

図 2-2-3 笠松競馬開催分での発売構成

(単位：百万円)



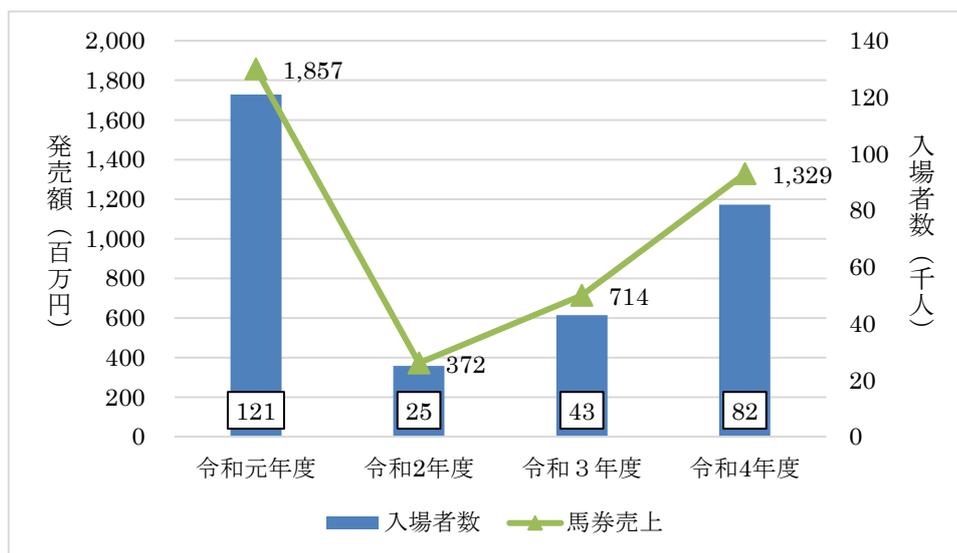
【出典：岐阜県地方競馬組合より提供】

②場外馬券発売所シアター恵那（恵那市）の状況

新型コロナ等の影響により、令和2年度には入場者数、発売額ともに大幅に減少し、令和4年度時点においても令和元年度を下回っている状況です。

図 2-2-4 場外馬券発売所での入場者数及び発売額

入場者数（単位：千人） 発売額（単位：百万円）

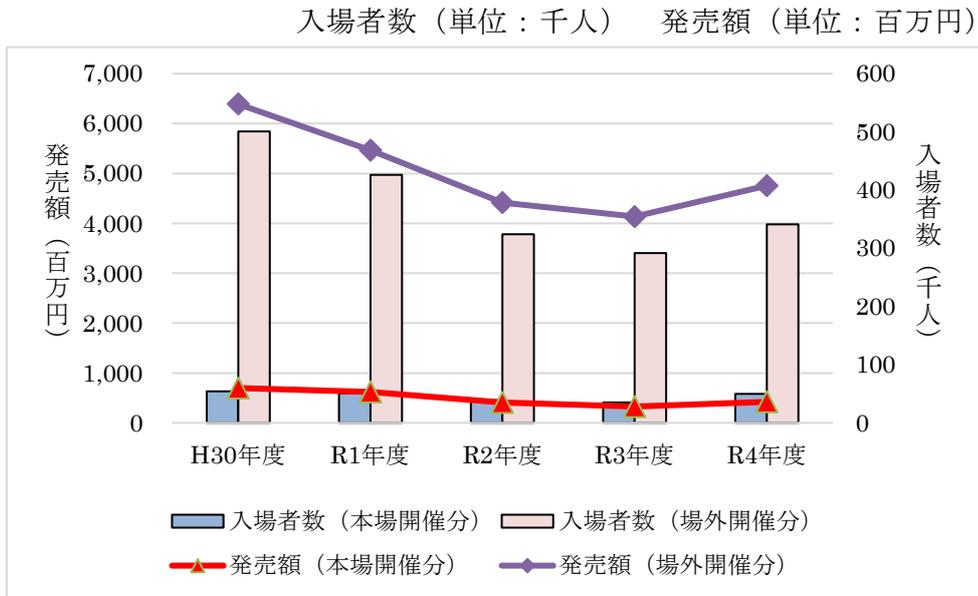


【出典：岐阜県地方競馬組合より提供】

③岐阜競輪場の状況

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、令和2年度及び3年度は開催中止等により開催日数が減少したことから、入場者及び本場での発売額は令和元年度以前を下回る状態となりました。一方で、インターネットを利用した発売額は年々増加（令和4年度は発売額の約7.5割）しており、コロナ以前と同程度の車券発売額となっています。

図 2-2-5 岐阜競輪場での入場者数及び発売額



【出典：岐阜市より提供】

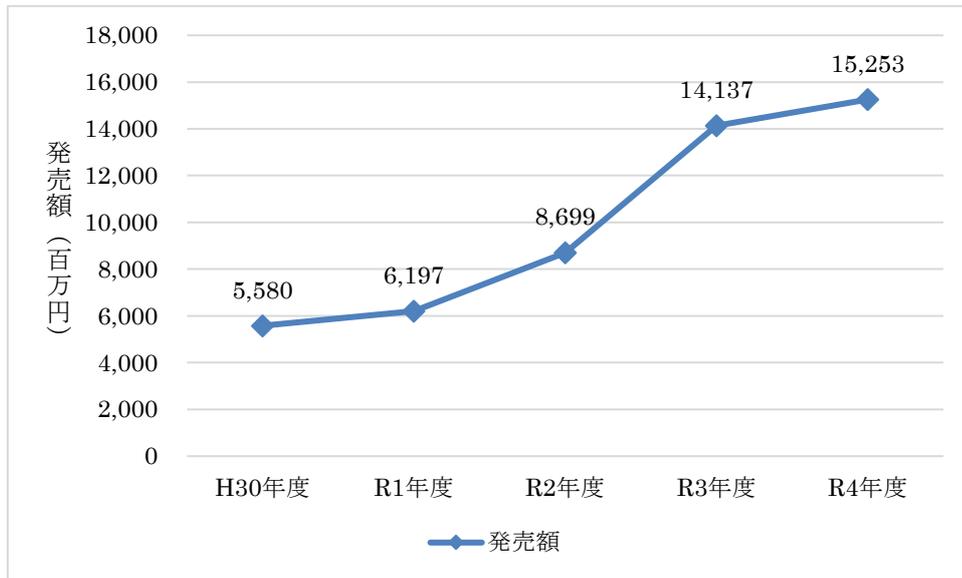
表 2-2-4 岐阜競輪場での入場者数及び発売額

入場者数（単位：人） 発売額（単位：千円）

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
入場者数	556,724	478,252	364,284	327,751	392,092
開催分	54,777	51,560	39,941	35,190	50,130
場外開催分	501,947	426,692	324,343	292,561	341,962
発売額	7,089,861	6,089,392	4,829,895	4,463,542	5,173,355
開催分の発売額	698,499	622,919	411,878	327,102	421,122
場外開催分の発売額	6,391,361	5,466,473	4,418,517	4,136,440	4,752,233

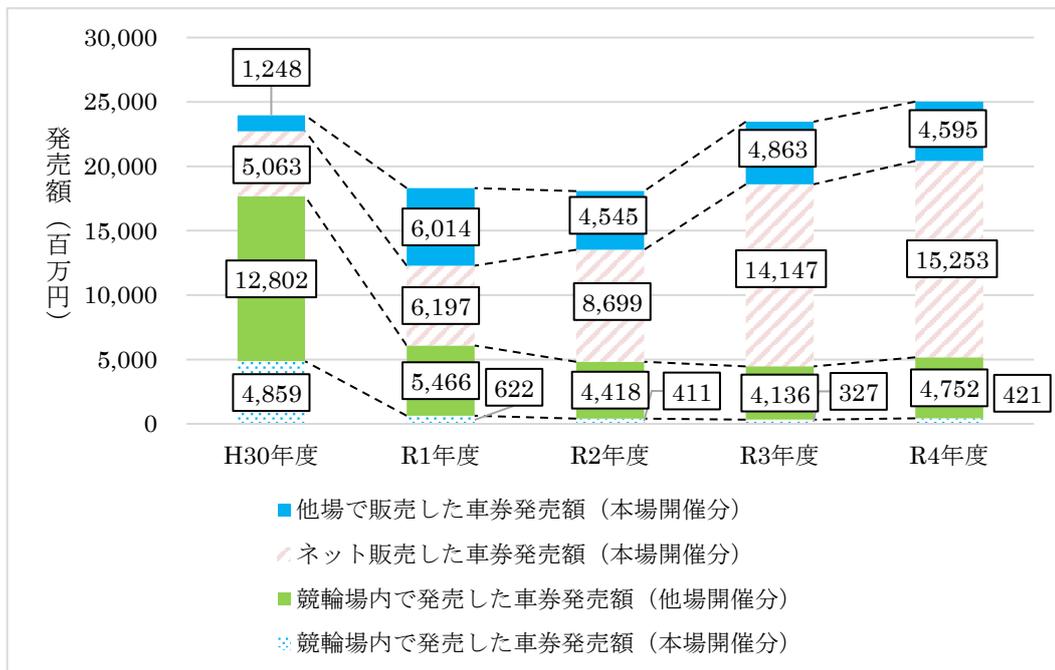
【出典：岐阜市より提供】

図 2-2-6 岐阜市営競輪におけるインターネット発売による発売額
(単位：百万円)



【出典：岐阜市より提供】

図 2-2-7 岐阜市の競輪事業での発売構成
(単位：百万円)



※ 発売中止期間 (新型コロナウイルス関連)

令和2年2月27日～6月18日

令和3年5月24日～6月20日

令和3年8月20日～9月30日

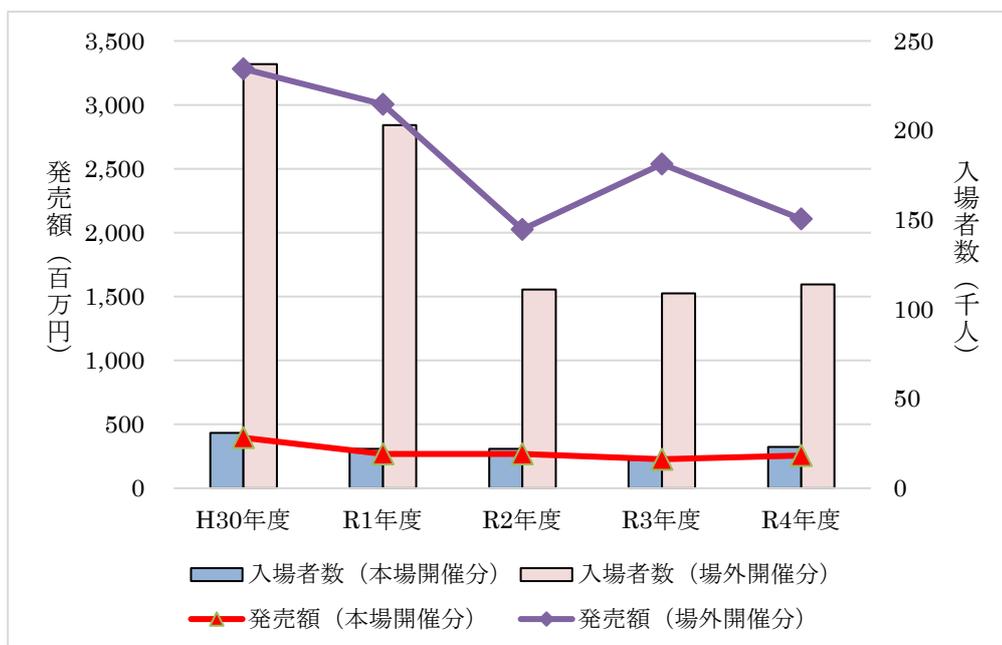
【出典：岐阜市より提供】

④大垣競輪場の状況

新型コロナの影響により、令和2年度以降の入場者及び本場での発売額は大幅に減少する一方で、インターネットを利用した発売額の大幅な増加(発売額の7割強)を受け、車券発売額は令和2年度から令和4年度まで年々増加している状況です。

図 2-2-8 競輪場内での入場者数及び発売額（他場開催分を含む。）

入場者数（単位：千人） 発売額（単位：百万円）



【出典：大垣市より提供】

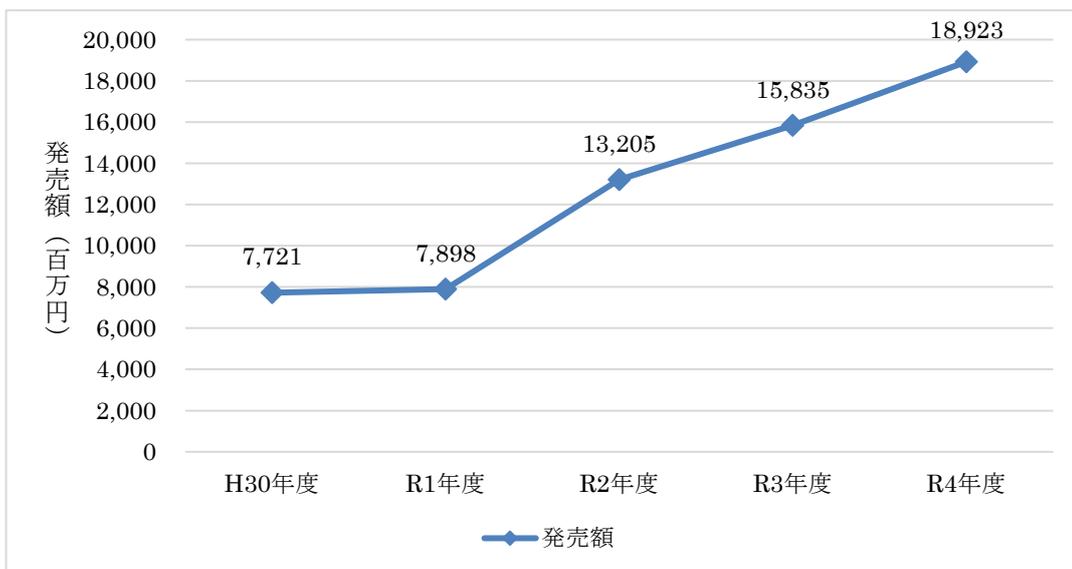
表 2-2-5 大垣競輪場での入場者数及び発売額

入場者数（単位：人） 発売額（単位：千円）

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
入場者数	269,661	225,612	133,937	126,191	138,191
開催分	31,934	22,596	22,131	16,270	23,433
場外開催分	237,727	203,016	111,806	109,921	114,758
本場発売額	3,678,252	3,271,314	2,294,388	2,764,500	2,363,529
開催分の発売額	395,623	267,099	268,740	227,134	255,637
場外開催分の発売額	3,282,629	3,004,214	2,025,647	2,537,366	2,107,892

【出典：大垣市より提供】

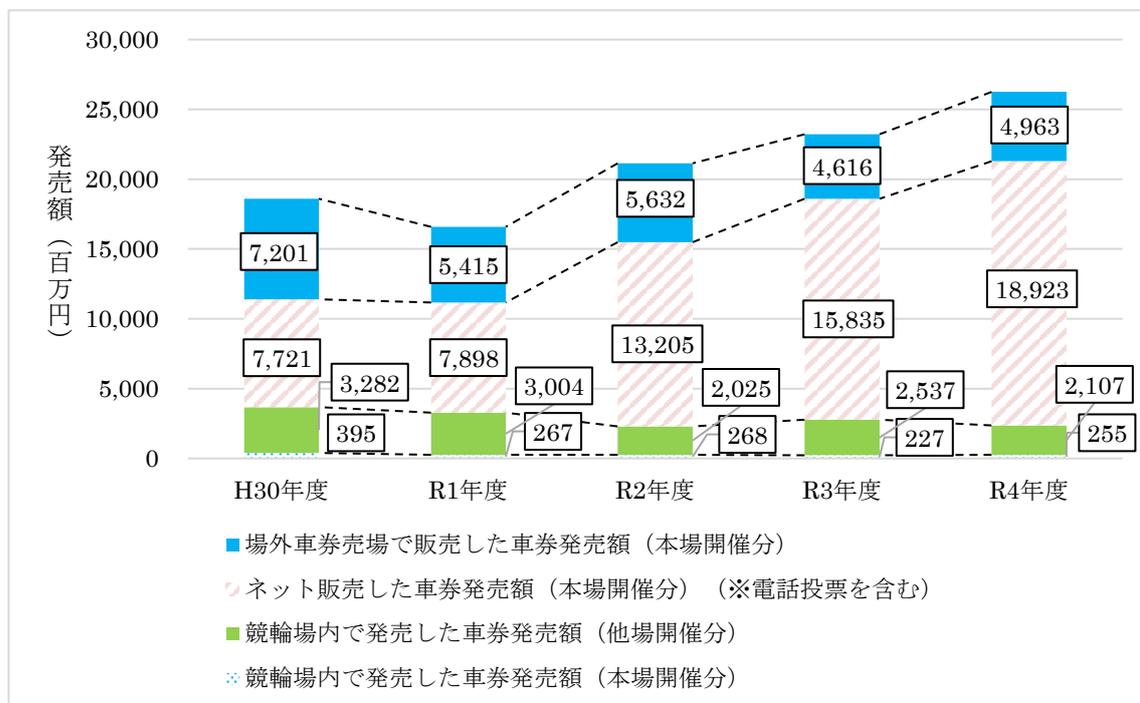
図 2-2-9 主催開催分のインターネット発売による発売額（電話投票を含む。）
（単位：百万円）



【出典：大垣市より提供】

図 2-2-10 大垣市の競輪事業での発売構成

（単位：百万円）



※ 場外発売中止期間（新型コロナウイルス関連）

令和2年2月27日～6月17日

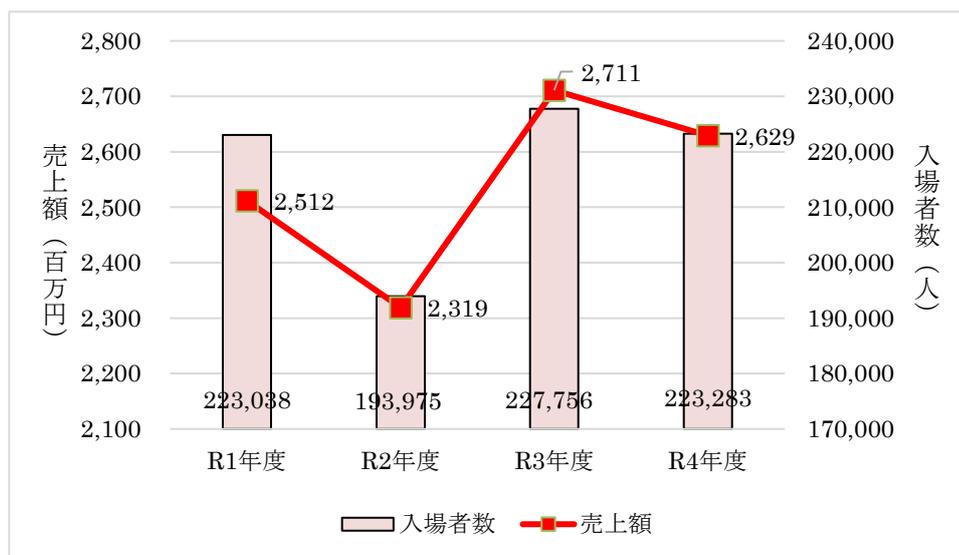
【出典：大垣市より提供】

⑤ポートルースチケットショップ養老の状況

「ポートルースチケットショップ養老」は、平成29年3月24日に「ポートルース津」の場外舟券売場としてオープンしました。

新型コロナの影響により、令和2年度は入場者数及び売上額ともに減少していますが、令和3年度以後は、入場者数については令和元年度と同程度に、売上額については増加傾向にあります。

図 2-2-11 ポートルースチケットショップ養老での入場者数及び売上額
入場者数（単位：人） 売上額（単位：百万円）



【出典：三重県津市より提供】

※ 令和元年度は、令和2年2月28日から3月31日まで閉場

※ 令和2年度は、令和2年4月1日から6月4日まで閉場

(2) 遊技場店舗の状況

県内の遊技場店舗数及び遊技機設置台数は、減少状況にあります。なお、令和4年12月末日時点における本県の店舗数及び遊技機設置台数を18歳以上の人口（人口推計（令和4年10月1日現在）結果）10万人対で全国平均と比較すると、店舗数は全国7.1店舗、本県は7.5店舗、遊技機設置台数は全国3,324台、本県3,851台であり、ともに全国平均よりやや上回っている状況です。

表 2-2-14 本県での遊技場店舗数及び遊技機設置台数

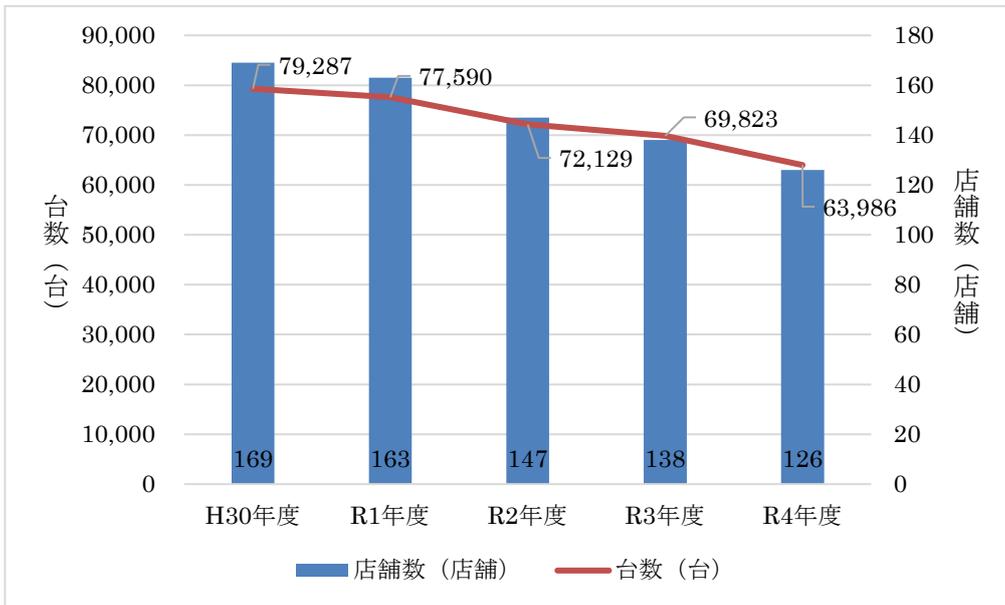
	H30年	R1年	R2年	R3年	R4年
店舗数(店舗)	169	163	147	138	126
台数(台)	79,287	77,590	72,129	69,823	63,986

※ 各年12月末日現在の数値

【出典：全日本遊技事業協同組合連合会ホームページ】

図 2-2-12 本県での遊技場店舗数及び遊技機設置台数

店舗数（単位：店舗） 台数（単位：台）



3 ギャンブル等依存症問題の状況

(1) ギャンブル等依存症問題による周囲への影響

一般的に、ギャンブル等依存症に関連して次のような問題が生じるおそれがあります。いずれも本人だけでなく、家族をはじめとする周囲に深刻な悪影響を与えるため、重症にならないうちに対応することが期待されます。

ア 多重債務

賭け金を確保するために借金を重ねることがあります。

イ 家庭生活への影響

生活困窮、ドメスティック・バイオレンス（DV）、離婚、児童虐待などの家庭内の問題が生じることがあります。

ウ 就労への影響

職場などを休みがちになったり、借金返済のために自己退職をするなど、日常生活への影響が生じることがあります。

エ 心身の不調

ギャンブル等依存症においては、ギャンブルの最中は気分が高揚する反面、負けた結果の後には、ギャンブル等を行う前より落ち込むことがあります。そして、債務を長期に抱えると、本人だけでなく、家族も気分障害を発症するおそれがあります。

また、他の依存症との合併という状態になることがあり、精神疾患の合併が多いと言われています。

オ 信用の失墜

ギャンブル等依存症では、家族に隠れてギャンブル等を継続することが多く、ギャンブル等の実態や債務について、うそや隠しごとが日常的になります。

結果として、家族は本人を信じられなくなり、勤務先や友人・知人からの信用を徐々に失っていきます。

カ 自殺

ギャンブル等依存症に関連する多重債務、家庭内不和、周囲の人間関係の悪化による孤立等の要因が重なる中で、自殺を考えたり、企図することがあり、自殺に追い込まれる可能性が高くなっていきます。

キ 犯罪の誘発

賭け金の確保を目的とした、勤務先での現金等の横領や窃盗、詐欺等の犯罪に及ぶ場合があります。

4 本県のギャンブル等依存症対策の課題

(1) 正しい知識の普及啓発

- ・ギャンブル等依存症は、本人が病気である認識を持ちにくいことから、誰もがなり得る可能性があることや適切な医療や支援が必要な病気であることから、正しい認識を県民に持っていただくため、ギャンブル等依存症の正しい認識を普及啓発する必要があります。

(2) 相談及び医療体制の強化

- ・ギャンブル等依存症が疑われる方の数と相談者数、患者数に大きな差があるため、さらに相談機関等を周知する必要があります。
- ・依存症の相談拠点、治療拠点機関、専門治療機関と地域の医療機関とが連携し、身近な地域で相談及び医療が受けられるよう、相談及び医療提供の体制を強化し、周知していく必要があります。

(3) 関係機関との連携による支援

- ・ギャンブル等依存症は、ギャンブル等に依存することで生じる多重債務や家族内の問題を契機に発見されることもあることから、相談窓口職員の対応能力向上と相談機関や医療機関、関係事業者など様々な関係機関との連携による支援ネットワークを強化する必要があります。

第3章 基本的施策

1 基本目標と基本方針

基本目標

誰もがギャンブル等依存症により、不幸な状況に陥ることのない健全な社会の実現を目指します。

基本方針

(1) ギャンブル等依存症の予防及び正しい知識の普及

ギャンブル等依存症は病気で誰もがなりうる可能性があることから、適切な医療や支援が必要な病気であることを周知するとともに、ギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めることで、予防等に必要な注意を払うことができるよう、正しい知識の普及啓発を推進します。

(2) 誰もが相談できる相談窓口と必要な支援につなげる相談支援体制の強化

地域におけるギャンブル等依存症の相談の中心となる依存症相談拠点において、ギャンブル等依存症で悩む方やその家族が早期に相談ができ、適切な助言や支援を受けられるよう、県民への相談窓口の周知徹底、地域における相談窓口職員のスキル向上を進めます。

また、依存症相談拠点と関係機関の更なる連携強化を図り、ギャンブル等依存症の疑いのある本人及びその家族が、適切な相談・支援を受けられる支援体制の強化を図ります。

(3) ギャンブル等依存症で悩む方が適切な医療を受けるための医療体制の強化

ギャンブル等依存症の本人及びその家族が、適切な治療を受けられるよう、依存症治療拠点機関、依存症専門医療機関と地域の医療機関との連携による医療体制の充実を図ります。

また、依存症治療拠点機関における医療従事者を対象とした研修等、ギャンブル等依存症の治療・支援に関わる人材育成を行うことにより、ギャンブル等依存症に専門的に対応できる医療従事者を養成し、医療の質の向上を推進します。

(4) ギャンブル等依存症で悩む方が円滑に回復、社会復帰するための支援体制づくり

ギャンブル等依存症の再発を予防するため、ギャンブル等依存症である方の回復、社会復帰が円滑に進むよう理解を図ります。

ギャンブル等依存症の回復には、自助グループなどの民間団体における活動が重要な役割を担っていることから、地域における自助グループなどの情報共有や必要な連携を図ることで、ギャンブル等依存症である方及びその家族の利用を促進します。

また、就労や復職への必要な支援により、社会復帰を促進します。

(5) 関係事業者（競馬等施行事業者）による取組の実施

県内には、競馬場が1か所、競輪場が2か所、場外馬券発売所及び場外舟券売場が各1か所、県内のぱちんこ営業所は126か所（令和4年12月末時点）あり、人々の生活に身近な存在となっていることから、事業者による広告・宣伝の在り方やアクセス制限、不適切なギャンブル等の防止について対策を講じます。

(6) 連携体制及び人材育成による基盤整備の強化

行政・医療機関・関係事業者・自助グループ等、関係機関・団体の協働による、依存症対策の推進を図ります。

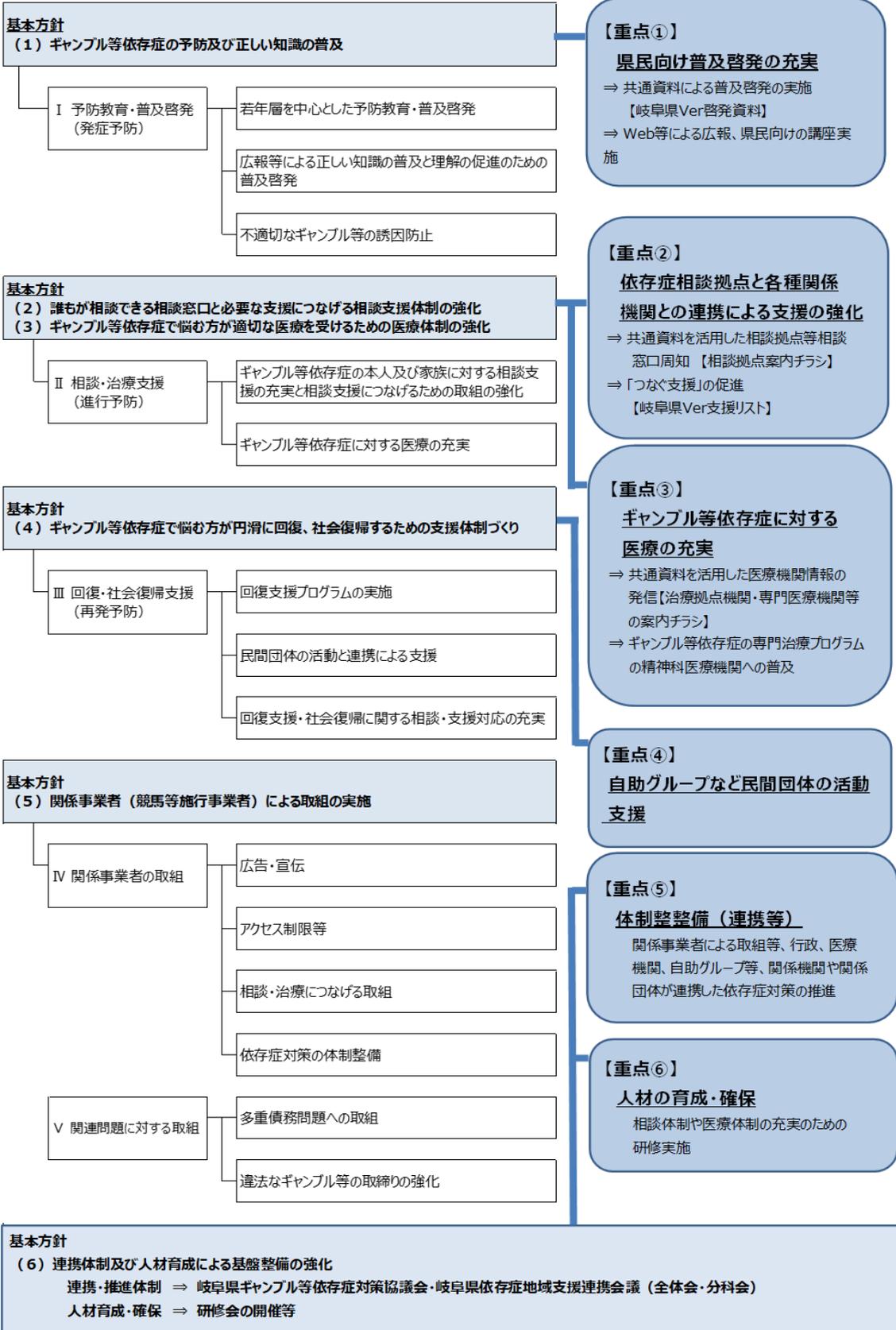
ギャンブル等依存症対策の取組を効果的に実施するため、包括的な連携協力体制の構築と、アルコール依存症や自殺対策等関連計画と連携した取組による、依存症対策の基盤整備を図ります。

また、ギャンブル等依存症問題に関連する各分野において、ギャンブル等依存症問題に関する正しい知識と支援のスキルを有する人材の確保及び養成を図ります。

岐阜県ギャンブル等依存症対策推進計画 施策体系図

基本
目標

誰もがギャンブル等依存症により、不幸な状況に陥ることのない健全な社会の実現を目指します。



2 具体的な取組（基本施策）



I 予防教育・普及啓発（発症予防）

（1）若年層を中心とした予防教育・啓発

ギャンブル等依存症に至るプロセスや周囲に与える影響のほか、ギャンブル等依存症は、適切な医療や支援が必要な病気であるという理解を学校教育などにより、若年層に定着するよう取組を実施します。

- ① ギャンブル等依存症の予防啓発のためのリーフレット等を作成し、若年層を対象に予防啓発を行います。

【県保健医療課・県精神保健福祉センター】

- 関係機関と連携し、予防啓発のチラシ等を生徒や保護者に配布します。

【県教育委員会体育健康課】

- 子ども・若者相談支援担当者研修会などの会議で、予防啓発のチラシ等を配布します。

【県私学振興・青少年課】

- 文部科学省の通知や資料を、市町村教育委員会や学校に周知し、普及啓発を行います。

【県教育委員会体育健康課】

- ② 文部科学省の指導参考資料を活用して、予防教育が進められるよう、教員を対象とした研修会で周知を図ります。

【県教育委員会体育健康課】

- ③ 高校生を対象とした悪徳商法、クレジット等に関する法律知識を中心とした法教育活動を開催します。

【岐阜県司法書士会】

(2) 広報等による正しい知識の普及と理解の促進のための普及啓発

ギャンブル等依存症は、本人が病気である認識を持ちにくいこと、誰でも陥る可能性があること、適切な医療や支援が必要な病気であるということなどの正しい知識が十分に理解されていない状況です。

このため、ギャンブル等依存症に至るプロセスや周囲に与える影響のほか、「ギャンブル等依存症は適切な医療や支援が必要な病気である」という理解が広く県民に普及するための取組を実施します。

- ① 県民を対象としたギャンブル等依存症に対するリーフレット等を作成し、県における普及啓発資料として統一して活用すると共に、県民講座の開催やWeb等による広報等により、継続的な普及啓発に取り組みます。

【県保健医療課・県精神保健福祉センター】

- ② 基本法に定める「ギャンブル等依存症問題啓発週間」（毎年5月14日から同月20日まで）において、県民の間にギャンブル等依存症問題に関する関心と理解が深められるよう普及啓発に努めます。

【県保健医療課・県精神保健福祉センター・市町村・関係機関・関係各課】

- ③ 市町村において実施する各種事業や会議、イベント等様々な場を通じて、リーフレット等予防啓発資料を活用した住民等に対する普及啓発に努めます。

【市町村・県保健医療課・県精神保健福祉センター】

- ④ 県ホームページや関係団体を通じたリーフレット配布等、普及啓発資料の活用により、消費者や職域に向けた依存症に対する正しい知識の普及啓発を実施します。

【県県民生活課・県労働雇用課・県保健医療課・県精神保健福祉センター】

- ⑤ 市町村や岐阜県民生委員児童委員協議会を通じて、民生委員・児童委員への普及啓発を行います。

【県地域福祉課】

- ⑥ ギャンブル等依存症発症予防の注意喚起が表示された岐阜県地方競馬組合が作成する競馬開催の広報物を県庁内や現地機関で掲示します。

【県農政課】

- ⑦ 県登録貸金業10社（消費者向けの貸付けを行っている事業者は5社）に対し、ギャンブル等依存症に関する啓発への協力を依頼します。

【県商業・金融課】

- ⑧ 貸金業者に対し、国等が作成した広報ポスターの掲示やチラシ等の配布など啓発を依頼します。

【県商業・金融課】

- ⑨ 警察で実施するイベント・会議等で、依存症に対する正しい知識の普及や理解の促進を図ります。

【県警察本部生活安全総務課】

⑩ 「まちの保健室事業」を県民に向け開催します。各地域の健康イベントや祭りなど、多くの人が集まる機会に開催できるよう、その主催団体との調整を行い、普及啓発と健康相談を行います。 【岐阜県看護協会】

⑪ 面談・電話等による無料相談会の開催とイベントに合わせたパンフレット等の配布を行います。 【岐阜県司法書士会】

(3) 不適切なギャンブル等の誘因防止

ギャンブル等への依存を防止するためには、環境づくりに関する取組も重要であり、更なる誘引防止への取組を実施します。

① 県内ぱちんこ全営業所に対し、風営適正化法に基づく立入りに加え、依存防止対策に向けた指導を推進します。 【県警察本部生活安全総務課】

II 相談・治療支援（進行予防）

(1) ギャンブル等依存症の本人及び家族に対する相談支援の充実と相談支援につなげるための取組の強化

《相談窓口の周知》

① リーフレット、啓発カードなどを活用し、関係機関と連携して、県民、関係事業者に対し相談拠点等相談窓口を周知します。

【県保健医療課・県精神保健福祉センター・保健所・市町村】

② 相談窓口、医療機関、自助グループ等の情報を掲載したリーフレットについて、ホームページへの掲載のほか、医療機関（救急外来を含む。）等の関係機関への配布を通じて、相談窓口等の効果的な周知を図ります。

【県保健医療課・県精神保健福祉センター】

③ 県事務所や市町村、社会福祉協議会等の関係機関と連携し、相談窓口について生活困窮者への普及啓発を行います。 【県地域福祉課】

④ 岐阜県地方競馬組合と連携して相談窓口等を周知します。 【県農政課】

⑤ 関係機関と連携し、相談窓口等のわかる情報を周知します。

【県教育委員会体育健康課】

- ⑥ 文部科学省の指導参考資料において、依存症は自分の意思のみでやめることはできず、専門機関への相談が必要であることを周知します。

【県教育委員会体育健康課】

- ⑦ 県ホームページにおいて、借入れや返済の悩みに関する相談窓口を紹介するとともに、ギャンブル等依存症の相談窓口等の情報も掲載します。また、当課に相談があれば、適切な相談窓口を紹介します。

【県商業・金融課】

《相談支援をつなぐ取組と支援の充実》

- ⑧ 相談拠点で依存症の本人及びその家族に対し面接相談・電話相談を実施し、必要に応じて、本人及び家族等を医療機関や自助グループ及び民間団体等につなぎ、連携してサポートを行うとともに、新たな相談拠点の設置に取り組みます。

【県保健医療課・県精神保健福祉センター】

- ⑨ 警察が取り扱う事案において依存症に関連した問題が疑われる場合には、必要に応じて地域の関係機関と連携して、相談機関や医療機関等につなぎなどの支援を行います。

【県警察本部生活安全総務課】

- ⑩ いじめ、不登校、友人、親子関係等の様々な悩みをもつ青少年やその保護者に対し、相談を受け付ける相談機関（通称：青少年SOSセンター）において、本人及びその家族からの相談に対し、傾聴に努めるとともに、必要に応じて関係機関につなぎます。

【県私学振興・青少年課】

- ⑪ 相談の中で、依存症（ギャンブル等の問題）に関する要因が背景に含まれていると考えられる場合には、相談窓口等へのつなぎや情報提供を行います。

【県県民生活課】

- ⑫ ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者へ適切な支援を行うことができるよう、県事務所や市町村、社会福祉協議会等への情報提供及び情報共有を行います。

【県地域福祉課】

- ⑬ 県発達障害者支援センター及び圏域発達障がい支援センターにおいて、依存症の問題を抱える本人及び家族等から相談を受けた場合、適切に他の支援機関（医療機関、県精神保健福祉センター等）につなぎ、連携して支援を行います。

【県障害福祉課】

- ⑭ 県子ども相談センター、県女性相談支援センターにおいて、児童虐待、DVなどの相談に関連してギャンブル等依存症に関する相談を受けた際は、必要に応じて県精神保健福祉センターや保健所などの相談窓口につなぎます。

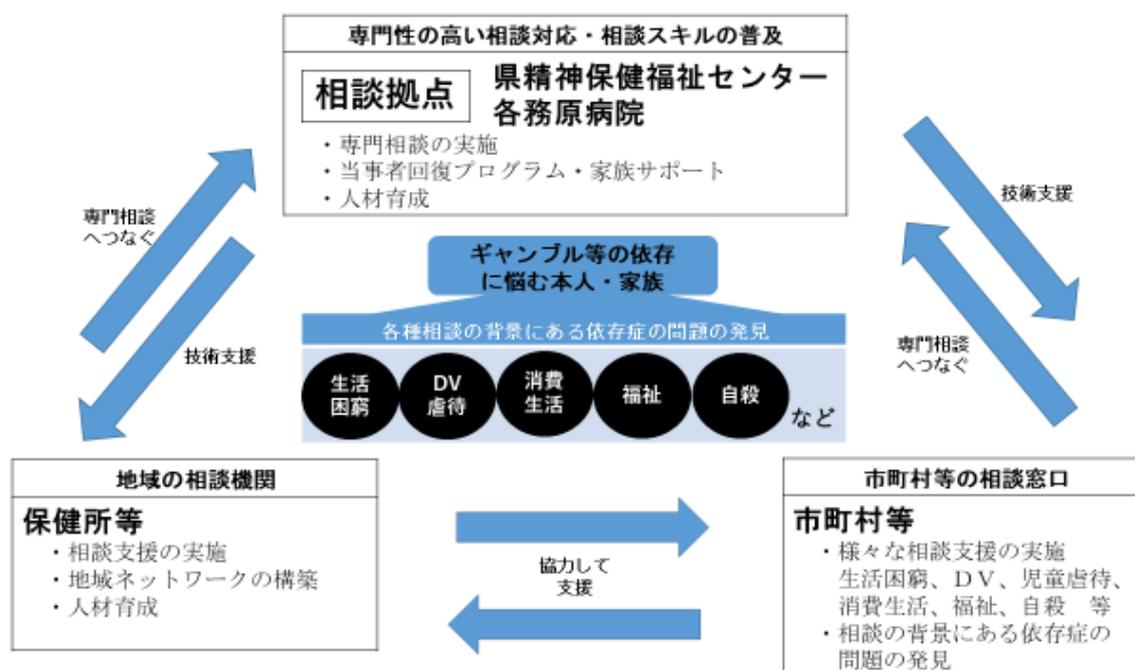
【県子ども家庭課】

⑮ 労働相談において、依存症に関連した問題が疑われる場合には、保健所等の相談窓口等へのつなぎや情報提供に努めます。【県労働雇用課】

⑯ 多重債務、貧困、虐待、自殺等の様々な相談窓口職員を対象に、依存症の基礎知識や、相談の受け方等についての研修を実施することで、各種相談の背景にある依存症の問題の理解促進を図り、相談機関、専門医療機関、自助グループ・民間団体の情報提供を行うなど必要な支援の充実を図ります。【県保健医療課・県精神保健福祉センター】

⑰ 依存症に関する悩みを持つ家族の方が、他の家族の方と一緒に依存症の問題について正しい知識や対応方法を学び話し合う機会として、家族教室を実施します。【県保健医療課・県精神保健福祉センター】

図 3-2-1 岐阜県における相談支援体制



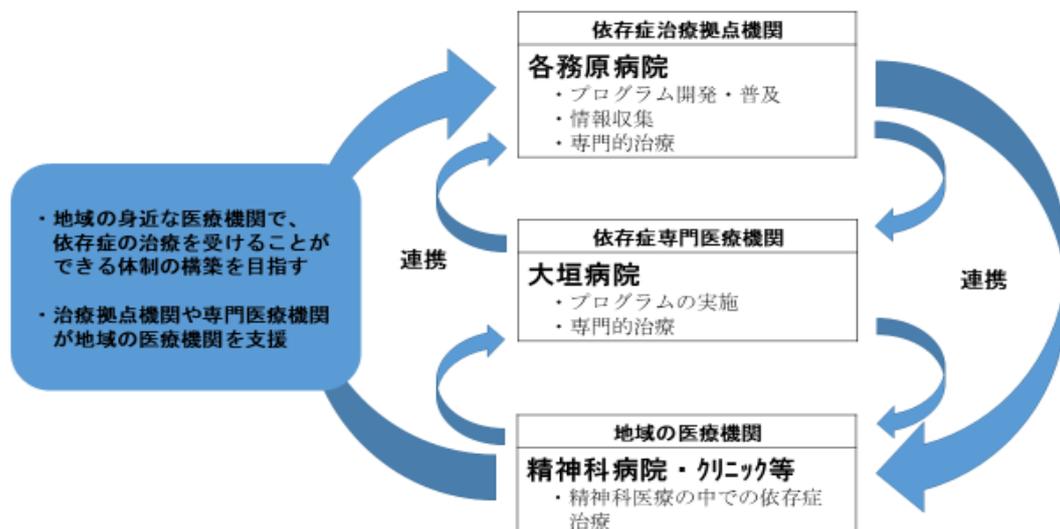
(2) ギャンブル等依存症に対する医療の充実

県内においてはギャンブル依存症に関する専門的な医療を提供するため、依存症治療拠点機関として各務原病院を、依存症専門医療機関として大垣病院を選定し、専門治療体制の整備を進めてきました。

引き続き、当該機関を中心として、できる限り身近な場所で治療を受けることができ、医療、保健、福祉等関係機関が連携した支援を充実します。

- ① ギャンブル等依存症に関する依存症治療拠点機関及び依存症専門医療機関の情報について、ホームページやリーフレット等への掲載により、広く県民に周知します。
【県保健医療課】
- ② 依存症である方が、身近な地域で医療が受けられるよう、依存症治療拠点機関、依存症専門医療機関を中心として、地域医療機関と連携した依存症治療体制の充実に努めます。
【県保健医療課・治療拠点機関・専門医療機関・精神科医療機関】
- ③ 地域の医療機関に対して、必要に応じて、ギャンブル等依存症の専門医療機関につなぐよう協力を依頼します。
【県保健医療課・各医療機関】
- ④ 依存症治療拠点機関等で実施しているギャンブル等依存症の専門治療プログラムを精神科医療機関へ普及するための支援を行います。
【県保健医療課・治療拠点機関・専門医療機関・精神科医療機関】
- ⑤ 依存症治療拠点機関において、民間団体と連携し、受診後の患者を支援する事業を実施します。
【県保健医療課・治療拠点機関】
- ⑥ 依存症患者の受診後支援の取組状況について、医療機関職員や保健所職員対象の研修において情報提供し、医療機関等と民間支援機関との連携を推進します。
【県保健医療課・医療機関・民間支援機関】
- ⑦ 精神科医療機関と相談機関等が連携して、受診後又は退院後のギャンブル等依存症の本人に対して、自助グループ等への定着に向けた支援を行います。
【治療拠点機関・専門医療機関・医療機関・保健所・市町村・県精神保健福祉センター】

図 3-2-2 岐阜県における医療提供体制



Ⅲ 回復・社会復帰支援（再発予防）

（1）回復支援プログラムの実施

- ① 依存症相談拠点で依存症である方に対しギャンブル障がい回復トレーニングプログラムを実施します。

【県保健医療課・県精神保健福祉センター】

（2）民間団体の活動と連携による支援

- ① 依存症相談拠点が把握している自助グループ・民間団体の情報を活用し、関係機関に対して、自助グループ等の取組に関する情報提供を行います。

【県保健医療課・県精神保健福祉センター】

- ② 依存症相談拠点が自助グループや民間団体等の協力を得て、ギャンブル等依存症に関する普及啓発や研修等を実施します。

【県保健医療課・県精神保健福祉センター】

- ③ 依存症相談拠点等が行う相談業務及び研修などで、自助グループをはじめとする民間団体の取組を紹介する機会を設けます。

【県保健医療課・県精神保健福祉センター】

（3）回復支援・社会復帰に関する相談・支援対応の充実

- ① ギャンブル等依存症の患者が、医療機関の受診や自助グループへの参加をしながら求職活動、就労活動ができるよう、ハローワーク等の就労支援を行う機関と連携し、雇用者の理解促進のための啓発を進めていきます。

【県保健医療課】

- ② 県総合人材チャレンジセンターにおいて、キャリアカウンセリング、就活サポートから就職決定後の定着サポートまで求職者に寄り添った支援を提供します。

【県産業人材課】

- ③ 岐阜県若者サポートステーションにおいて、キャリアカウンセリング、メンタルカウンセリングや各種プログラムにより、一人ひとりの状況に応じた支援を提供します。

【県産業人材課】

- ④ ギャンブル等依存症である方の家族を対象に回復に向けた分かち合いを行います。

【ギャマノン岐阜グループ】

IV 関係事業者の取組

(1) 広告・宣伝

- ① ギャンブル等依存症啓発ポスターを場内及び場外馬券発売所に掲示し、出走表に依存症の注意喚起を掲載するとともに、自動発券機に依存症注意喚起標語ステッカーを掲示します。【岐阜県地方競馬組合】
- ② 場内放送及び大型スクリーンでの放映による依存症の注意喚起を行います。【岐阜県地方競馬組合】
- ③ 各機関で実施する会議等で、依存症に対する正しい知識の普及や理解の促進を図ります。【岐阜県地方競馬組合】
- ④ 公益財団法人JKA（自転車競技法第23条の規定に基づき、全国を通じて唯一の競輪振興法人としての指定を受けた法人。以下「JKA」という。）及び公益社団法人全国競輪施行者協議会（全国の競輪施行者を会員とし設立された団体）では、広告、宣伝に関する全国的な指針を踏まえた新たな自主的な指針を策定し、運用を開始できるよう努めます。【岐阜市、大垣市】
- ⑤ 他の公営競技とも連携し、インターネットをはじめ各種媒体を活用し、ギャンブル等依存症に関する普及啓発活動を実施します。【岐阜市、大垣市】
- ⑥ 舟券購入に対する射幸心をあおる広告宣伝を禁止するとともに、依存症問題啓発期間を設定し、場内に啓発ポスターを掲示します。【三重県津市】
- ⑦ 記載台、投票機器に依存症注意喚起ステッカーを掲示し、出走表に依存症注意喚起の掲載を行うとともに、場内映像でテロップの放映を実施します。【三重県津市】
- ⑧ ぱちんこへの依存問題の相談機関（リカバリーサポートネットワーク）や広告・宣伝に係る共通標語（のめり込み防止標語「パチンコ・パチスロは適度に楽しむ遊びです。のめり込みに注意しましょう。」等）について、折り込みチラシ、リーフレット、営業所のウェブサイト等を用いて広報に努めます。【岐阜県遊技業協同組合】
- ⑨ 過度に射幸心をあおるような広告宣伝を慎むよう、自主的な取組を推進します。【岐阜県遊技業協同組合】

(2) アクセス制限等

- ① 入場制限に係るマニュアル等の整備及び警備員等に対する教育・指導を徹底し、警備員、従業員の巡回、監視カメラ等による確認により、20歳未満の可能性があると認められる者が、競馬場及び場外馬券発売所で馬券の購入をしようとしている場合においては、身分証明書等により年齢確認を行い、20歳未満と判明した場合は馬券購入を防止します。
【岐阜県地方競馬組合】
- ② 競馬場及び場外馬券発売所への入場制限を実施することができる旨を入場者に周知し、本人又はその家族からの申告があれば、本人・家族申告による入場制限を実施します。
【岐阜県地方競馬組合】
- ③ 警備員の配置・巡回により入場制限者の入場制限と行うとともに、JKA及び全国競輪施行者協議会で個人認証システム導入を含めた入場管理方法についての検討を行います。
【岐阜市、大垣市】
- ④ インターネット投票利用者に対し、より効果的な注意喚起を行うため、投票サイトにおいて購入制限を視覚的に訴えるための表示方法を導入できるよう努めます。
【岐阜市、大垣市】
- ⑤ 20歳未満のみの入場や車券の購入を防止するため、警備員による場内モニターでの確認、及び20歳未満のみの入場と見受けられる者への声掛けを行います。
【岐阜市、大垣市】
- ⑥ 場内でのATMの新設を禁止します。
【岐阜市、大垣市】
- ⑦ 本人又はその家族の書面による申請により入場制限を実施します。
【岐阜市、大垣市】
- ⑧ 出走表やポスター、貼り紙等により未成年者の購入禁止を場内に周知します。
【岐阜市、大垣市】
- ⑨ 出走表、放映テロップ、場内放送により、未成年者の舟券購入禁止に関する注意喚起を行います。
【三重県津市】
- ⑩ 本人又はその家族が舟券の購入を止める、又は止めさせることを希望する場合は、手続きに沿った入場制限及びインターネット利用購入制限を行います。
【三重県津市】
- ⑪ 保安員の巡回、監視カメラによる未成年者と思われる方は年齢を確認し、舟券購

入禁止の注意を行います。 【三重県津市】

⑫ ICTを利用した入場管理方法について、導入の可能性を業界と検討します。 【三重県津市】

⑬ 公式ホームページにセルフチェックツールリンク先バナーを掲載し普及させます。 【三重県津市】

⑭ 18歳未満の者の立ち入りを禁止するポスター等を活用して、禁止措置の徹底を図ります。 【岐阜県遊技業協同組合】

⑮ 「パチンコ店における依存問題対策ガイドライン」に基づき、年齢確認の対応（年齢確認書類による確認、マニュアルによる退店依頼等）を推進します。 【岐阜県遊技業協同組合】

⑯ 利用者があらかじめ遊技使用上限金額等を自主申告し、設定値に達した場合に店側から警告が行われる「自主申告プログラム」や利用者の同意を得た家族からの申告に基づき、当該利用者の営業所への入店を制限する「家族申告プログラム」を推進します。 【岐阜県遊技業協同組合】

（3）相談・治療につなげる取組

① 依存症相談窓口の連絡先をウェブサイトに掲載します。 【岐阜県地方競馬組合】

② 相談者に対し必要に応じて医療機関等を紹介します。 【岐阜県地方競馬組合】

③ 場内において、相談対応の中で相談者に寄り添い、医療機関等の関係支援機関の適切な情報提供を実施します。 【岐阜市、大垣市】

④ JKAにより補助事業を適切に周知し、自助グループをはじめとする民間団体に対する経済的支援を推進します。 【岐阜市、大垣市】

⑤ 関係機関と連携し相談窓口の周知に努めるとともに、連携協力体制に参画し課題や最新の知見の収集により依存症対策への活用を検討します。 【岐阜市、大垣市】

⑥ JKA、全国競輪施行者協議会は、早期発見・早期介入につながるセルフチェックツールの周知を行うほか、セルフチェックツールの効果検証を行い、必要に応じて改善します。 【岐阜市、大垣市】

- ⑦ 相談マニュアルの改訂を行い相談対応の質の向上に努めます。 【三重県津市】
- ⑧ 相談者、家族に対して年中無休で24時間受付できるギャンブル依存症予防回復支援センター及び適切な医療機関を紹介し、紹介後は医療機関との情報交換を実施します。また、必要に応じて自助グループの紹介を行います。 【三重県津市】
- ⑨ 所定の講習を受講した従業員を依存防止対策への専門員として、「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」の名称で営業所に配置し、利用者が安心して遊技できる環境に努めます。 【岐阜県遊技業協同組合】
- ⑩ 依存症専門医療機関等の情報を営業所内等において周知されるよう努めます。 【岐阜県遊技業協同組合】

(4) 依存症対策の体制整備

- ① 事業所内に相談窓口を設置し、相談に対応できる体制を整えます。 【岐阜県地方競馬組合】
- ② ギャンブル等依存症の講習会などの内容を従業員に周知します。 【岐阜県地方競馬組合】
- ③ 制定された「ギャンブル等依存症対策実施規程」に基づき、競輪業界全体として着実に対応するとともに、JKA及び全国競輪施行者協議会は、規程の検証を行い、必要に応じて改善します。 【岐阜市、大垣市】
- ④ 場内に設置されている相談窓口を周知します。 【岐阜市、大垣市】
- ⑤ ギャンブル等依存症対策の組織的な対応に当たり、関係職員等に対する定期的な研修等により、依存症対策実施体制の強化を図ります。 【岐阜市、大垣市】
- ⑥ 依存症相談窓口及び依存症相談対応者を設置のうえ、相談窓口を周知します。 【三重県津市】
- ⑦ 相談対応者不足の解消及び相談対応者が社内異動した場合でもノウハウが引き継がれるようにするため、各レース場の対応者が出席するボートレース業界の研修を実施し、相談履歴の情報共有を図ります。 【三重県津市】
- ⑧ 「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」制度の体制を拡充し、依存問題に的確に対応します。 【岐阜県遊技業協同組合】

V 関連問題に対する取組

(1) 多重債務問題への取組

- ① ギャンブル等依存症問題の相談の過程における多重債務である者及びその家族への対応について、関係機関相互の連携を確保しながら相談対応に従事していただけるよう、保健所等の職員に対する研修を通じ、県民生活相談センターや県・市町村の消費生活相談窓口等へのつなぎや情報提供を図ることができるよう努めます。
【県保健医療課】
- ② 多重債務の相談の中で、依存症（ギャンブル等の問題）に関する要因が背景に含まれていると考えられる場合には、相談窓口等へのつなぎや情報提供を行います。
【県県民生活課】
- ③ 県及び市町村消費生活相談窓口などの相談員等に対し、「ギャンブル等依存症が疑われる方やそのご家族からの多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアル」等の周知啓発を図ります。
【県県民生活課】
- ④ 貸金事業者に対し、概ね2年に1回定期的に立入検査を実施するなど、貸金業法の適正な運用について管理・監督を行います。
【県商業・金融課】
- ⑤ 貸金事業者に対し、借金申込者が多重債務とならないよう厳格な返済能力の調査を行うなど貸金業法の適切な運用を厳格に行うよう指導します。
【県商業・金融課】
- ⑥ 貸付自粛登録制度の手続きのほか、2023年6月に設立した「金融リテラシー向上コンソーシアム」による出前講座等について、関係機関との連携を図りながら、各種啓発活動を強化していきます。
【日本貸金業協会岐阜県支部】
- ⑦ 自己破産、個人再生の申し立て等による多重債務の整理を実施します。
【岐阜県弁護士会】
- ⑧ 自己破産、個人再生の書類作成等による多重債務の整理に関する援助を実施します。
【岐阜県司法書士会】

(2) 違法なギャンブル等の取締りの強化

- ① 違法な賭博店等に対する情報の収集に努め、厳正な取締りを推進します。
【県警察本部生活安全総務課】

3 重点施策

- (1) **ギャンブル等依存症の正しい知識の普及と理解の促進のため、県民向け啓発活動を実施（重点①）**
 - 各関係機関・団体・事業者等が協働して普及啓発を実施します。
 - Web等による広報、県民向けの講座等を実施します。

- (2) **ギャンブル等依存症の本人及び家族に対する相談支援の充実と相談支援につなげるため、依存症相談拠点と各種関係機関との連携による支援強化（重点②）**
 - 各関係機関・団体・事業者等が協働し、相談拠点等相談窓口の周知と「つなぐ支援」を促進します。

- (3) **ギャンブル等依存症に対する医療の充実（重点③）**
 - 依存症治療拠点機関、依存症専門医療機関を中心として、依存症治療の充実に努めます。
 - ① 各関係機関・団体・事業者等が協働して医療機関情報を発信します。
 - ② ギャンブル等依存症の専門治療プログラムの精神科医療機関への普及を図ります。

- (4) **自助グループなど民間団体の活動支援（重点④）**
 - 自助グループなど民間団体の活動を周知します。県のホームページへの情報掲載や研修などにおいて、自助グループなど民間団体の参加等、連携した取組を行います。

- (5) **依存症対策の体制整備（連携等）（重点⑤）**
 - ネットワーク形成と対策の推進を図るため、「岐阜県ギャンブル等依存症対策協議会」、「岐阜県依存症地域支援連携会議」、「岐阜県依存症地域支援連携会議（分科会）」を開催します。

- (6) **人材の育成・確保（重点⑥）**
 - 相談体制や医療体制の充実を図るため、関係職員等の対応能力の向上に努めます。
 - ① 相談支援従事者に対する相談員の能力向上のための研修の実施
 - ② 医療従事者等に対する依存症治療、支援に関する研修の実施

第4章 基盤整備



1 連携体制

(1) 関係機関との連携強化

ギャンブル等依存症対策の推進に当たっては、ギャンブル等依存症問題に関連する施策との有機的な連携が図られるよう、県関係部局との連携を一層密接にし、相互に必要な連絡・調整等を行うとともに、国、市町村、保健・医療・福祉・教育・法務・当事者団体・関係事業者等との連携強化を進めます。

【県保健医療課・県精神保健福祉センター・保健所】

(2) 関係する計画との連携強化

ギャンブル等依存症対策の推進に当たっては、ギャンブル等依存症問題に関連する「岐阜県保健医療計画」、「岐阜県アルコール健康障害対策推進計画」、「岐阜県再犯防止推進計画」、「岐阜県自殺総合対策行動計画」等の計画及び施策との整合性を図ることで有機的な連携の強化を進めます。

【県保健医療課】

2 人材育成及び確保

(1) 相談機関の人材育成

- ① 依存症に関する相談員等を対象とした、ギャンブル等依存症に係る対応力向上のための研修などを実施します。【県保健医療課】
- ② ギャンブル等依存症の背景にある様々な問題等、ギャンブル等依存症の理解を深めるとともに各種の相談支援につなぐことができるよう、多重債務、貧困、虐待、自殺等の様々な相談窓口職員を対象に、依存症の基礎知識や相談の受け方、早期介入のためのスクリーニングテスト等についての研修を実施します。【県保健医療課・県精神保健福祉センター】
- ③ 市町村等の地域の相談窓口担当職員を対象に、依存症の基礎知識や、相談の受け方等についての研修を実施します。【県保健医療課・県精神保健福祉センター】
- ④ 子ども・若者相談支援担当者や相談窓口担当者等を対象とした研修会等を活用して、ギャンブル等依存症についての正しい知識の普及と理解を促進します。【県私学振興・青少年課】
- ⑤ 生活困窮者自立支援制度に係る各種事業の担い手養成のため、県内の各相談支援員等の事業従事者を対象に研修を実施します。【県地域福祉課】

(2) 医療機関の人材育成

- ① 医療機関職員や保健所職員を対象とした医療従事者向け依存症専門研修を行います。【県保健医療課】
- ② 精神科医療機関に対して、依存症対策全国拠点機関等が実施するギャンブル等依存症についての研修の案内を周知し参加を促します。【県保健医療課】

3 推進体制

関係機関や県関係部局と連携を図り、県推進計画の取組を推進するために、下記の会議を開催します。

(1) 岐阜県ギャンブル等依存症対策協議会

基本法第13条第3項に基づき、県推進計画の進捗状況や評価を「岐阜県ギャンブル等依存症対策協議会」において毎年度行います。こうした評価に加え、今後の社会環境の変化も踏まえ、必要があると認めるときは、当協議会の意見を聴いて、県推進計画の見直しを行います。 【県保健医療課】

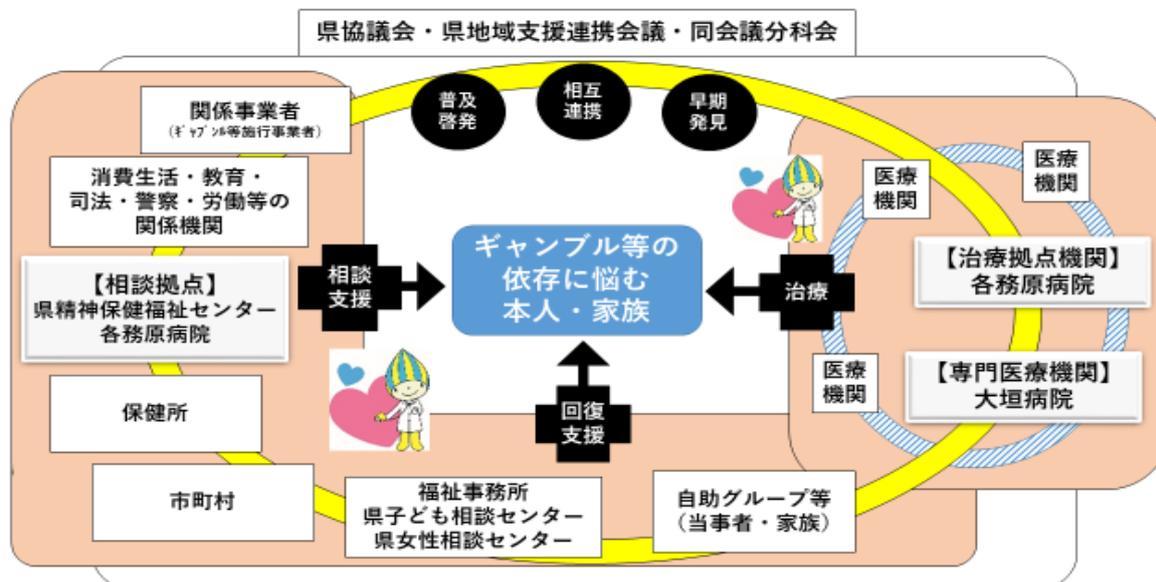
(2) 岐阜県依存症地域支援連携会議

ギャンブル等依存症を含む各種依存症の患者等に対する包括的な支援を実施するため、行政や医療、福祉、司法を含めた関係機関で構成する「岐阜県依存症地域支援連携会議」を開催し、地域における依存症に関する情報や課題の共有、研修計画の調整等、支援体制の充実にに向けた方策の検討を行います。 【県保健医療課・県精神保健福祉センター】

(3) 岐阜県依存症地域支援連携会議（分科会）

依存症支援に携わる実務担当者による「岐阜県依存症地域支援連携会議（分科会）」を開催し、事例検討や多機関・多職種連携による包括的支援の実践共有、学習会等を通して、支援力の向上並びに支援ネットワークの形成・強化充実を図ります。 【県保健医療課・県精神保健福祉センター】

図 4-3-3 岐阜県における依存症支援体制



用語集

	用語	説明
い	依存症専門医療機関	依存症の医療体制の強化を図るために、国が定める基準に基づき都道府県・政令市が選定した専門医療機関。
	依存症相談拠点	アルコール健康障がい・薬物依存症・ギャンブル等依存症に関する適切な相談を受けられるようにするために、都道府県・政令市が設置。
	依存症治療拠点機関	依存症専門医療機関であることに加え、県内の専門医療機関の活動実績の取りまとめや医療機関を対象とした研修の実施、依存症に関する取組の情報発信等を行う医療機関。
か	関係事業者	ギャンブル等の実施に係る事業のうちギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に影響を及ぼす事業を行う者。
き	ギャンブル等	本計画では、法律に定めるところにより行われる公営競技（競馬・競輪・オートレース・競艇）、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為を指す。
	ギャンブル等依存症	ギャンブル等にのめり込むことにより、日常生活や社会生活に支障が生じている状態のこと。「本人の意思」や「性格」は関係なく、誰でも、依存症になる可能性がある。
	ギャンブル等依存症問題啓発週間	ギャンブル等依存症対策基本法第10条で、国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるために設けた週間。5月14日から5月20日までの1週間。
し	自助グループ	同じ問題を抱えた人と自発的につながり、その結びつきの中で問題の解決に取り組む集まり。
す	スクリーニングテスト	特定の疾病を有する可能性のある人を選別する手法として活用されている。チェックシートで簡単に測定できるため早期発見に適しており、それだけ予後の改善も期待できる。
み	民生委員・児童委員	民生委員は、社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っている。また、児童福祉法によって児童委員も兼ねており、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談や支援を行っている。厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。

○ 参考資料

資料1 ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）

資料2 ギャンブル等依存症対策推進基本計画【概要及び令和4年変更】

資料3 岐阜県ギャンブル等依存症対策協議会設置要綱

資料1 ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）

目次

- 第一章 総則（第一条—第十一条）
- 第二章 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等（第十二条・第十三条）
- 第三章 基本的施策（第十四条—第二十三条）
- 第四章 ギャンブル等依存症対策推進本部（第二十四条—第三十六条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、ギャンブル等依存症がギャンブル等依存症である者等及びその家族の日常生活又は社会生活に支障を生じさせるものであり、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を生じさせていることに鑑み、ギャンブル等依存症対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、ギャンブル等依存症対策の基本となる事項を定めること等により、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。第七条において同じ。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう。

（基本理念）

第三条 ギャンブル等依存症対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。
- 二 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

（アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携への配慮）

第四条 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

(国の責務)

第五条 国は、第三条の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係事業者の責務)

第七条 ギャンブル等の実施に係る事業のうちギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に影響を及ぼす事業を行う者（第十五条及び第三十三条第二項において「関係事業者」という。）は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の予防等（発症、進行及び再発の防止をいう。以下同じ。）に配慮するよう努めなければならない。

(国民の責務)

第八条 国民は、ギャンブル等依存症問題（ギャンブル等依存症及びこれに関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題をいう。以下同じ。）に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うよう努めなければならない。

(ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の責務)

第九条 医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力し、ギャンブル等依存症の予防等及び回復に寄与するよう努めなければならない。

(ギャンブル等依存症問題啓発週間)

第十条 国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、ギャンブル等依存症問題啓発週間を設ける。

2 ギャンブル等依存症問題啓発週間は、五月十四日から同月二十日までとする。

3 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症問題啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、ギャンブル等依存症対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等

(ギャンブル等依存症対策推進基本計画)

第十二条 政府は、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ギャンブル等依存症対策の推進に関する基本的な計画（以下「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 ギャンブル等依存症対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。
- 3 内閣総理大臣は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 政府は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 5 政府は、適時に、第二項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 政府は、ギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及びギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。
- 7 第三項及び第四項の規定は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画)

第十三条 都道府県は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画（以下この条において「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第一項に規定する医療計画、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画、アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第百九号）第十四条第一項に規定する都道府県アルコール健康障害対策推進計画その他の法令の規定による計画であってギャンブル等依存症対策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 3 都道府県は、当該都道府県におけるギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及び当該都道府県におけるギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

第三章 基本的施策

(教育の振興等)

第十四条 国及び地方公共団体は、国民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場におけるギャンブル等依存症問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じたギャンブル等依存症問題に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施)

第十五条 国及び地方公共団体は、広告及び宣伝、入場の管理その他の関係事業者が行う事業の実施の方法について、関係事業者の自主的な取組を尊重しつつ、ギャンブル等依存症の予防等が図られるものとなるようにするために必要な施策を講ずるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十六条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等がその居住する地域にかかわらず等しくその状態に応じた適切な医療を受けることができるよう、ギャンブル等依存症に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関の整備その他の医療提供体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(相談支援等)

第十七条 国及び地方公共団体は、精神保健福祉センター（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第六条第一項に規定する精神保健福祉センターをいう。第二十条において同じ。）、保健所、消費生活センター（消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十条の二第一項第一号に規定する消費生活センターをいう。第二十条において同じ。）及び日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。第二十条において同じ。）における相談支援の体制の整備その他のギャンブル等依存症である者等及びその家族に対するギャンブル等依存症問題に関する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(社会復帰の支援)

第十八条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等の円滑な社会復帰に資するよう、就労の支援その他の支援を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動に対する支援)

第十九条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等が互いに支え合ってその予防等及び回復を図るための活動その他の民間団体が行うギャンブル等依存症対策に関する自発的な活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(連携協力体制の整備)

第二十条 国及び地方公共団体は、第十四条から前条までの施策の効果的な実施を図るため、第十六条の医療機関その他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、消費生活センター、日本司法支援センターその他の関係機関、民間団体等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者について、ギャンブル等依存症問題に関し十分な知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十二条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症の予防等、診断及び治療の方法に関する研究その他のギャンブル等依存症問題に関する調査研究の推進並びにその成果の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(実態調査)

第二十三条 政府は、三年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態を明らかにするため必要な調査を行い、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第四章 ギャンブル等依存症対策推進本部

(設置)

第二十四条 ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、ギャンブル等依存症対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
 - 二 関係行政機関がギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づいて実施する施策の総合調整及び実施状況の評価に関すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、ギャンブル等依存症対策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 2 本部は、次に掲げる場合には、あらかじめ、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の意見を聴かなければならない。
- 一 ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案を作成しようとするとき。
 - 二 前項第二号の評価について、その結果の取りまとめを行おうとするとき。
- 3 前項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更の案の作成について準用する。

(組織)

第二十六条 本部は、ギャンブル等依存症対策推進本部長、ギャンブル等依存症対策推進副本部長及びギャンブル等依存症対策推進本部員をもって組織する。

(ギャンブル等依存症対策推進本部長)

第二十七条 本部の長は、ギャンブル等依存症対策推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣官房長官をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(ギャンブル等依存症対策推進副本部長)

第二十八条 本部に、ギャンブル等依存症対策推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(ギャンブル等依存症対策推進本部員)

第二十九条 本部に、ギャンブル等依存症対策推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者（第一号から第十号までに掲げる者にあつては、副本部長に充てられたものを除く。）をもって充てる。

一 国家公安委員会委員長

二 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十一条の特命担当大臣

三 内閣府設置法第十一条の二の特命担当大臣

四 総務大臣

五 法務大臣

六 文部科学大臣

七 厚生労働大臣

八 農林水産大臣

九 経済産業大臣

十 国土交通大臣

十一 前各号に掲げる者のほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、本部の所掌事務を遂行するために特に必要があると認める者として内閣総理大臣が指定する者

(資料提供等)

第三十条 関係行政機関の長は、本部の定めるところにより、本部に対し、ギャンブル等依存症に関する資料又は情報であつて、本部の所掌事務の遂行に資するものを、適時に提供しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、関係行政機関の長は、本部長の求めに応じて、本部に対し、本部の所掌事務の遂行に必要なギャンブル等依存症に関する資料又は情報の提供及び説

明その他必要な協力を行わなければならない。

(資料の提出その他の協力)

第三十一条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(ギャンブル等依存症対策推進関係者会議)

第三十二条 本部に、第二十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するため、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議（次条において「関係者会議」という。）を置く。

第三十三条 関係者会議は、委員二十人以内で組織する。

2 関係者会議の委員は、ギャンブル等依存症である者等及びその家族を代表する者、関係事業者並びにギャンブル等依存症問題に関し専門的知識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 関係者会議の委員は、非常勤とする。

(事務)

第三十四条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第三十五条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第三十六条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則〔制定時附則〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

- 2 本部については、この法律の施行後五年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 3 前項に定める事項のほか、この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

【令和5年12月時点】

資料2 ギャンブル等依存症対策推進基本計画【概要及び令和4年変更】

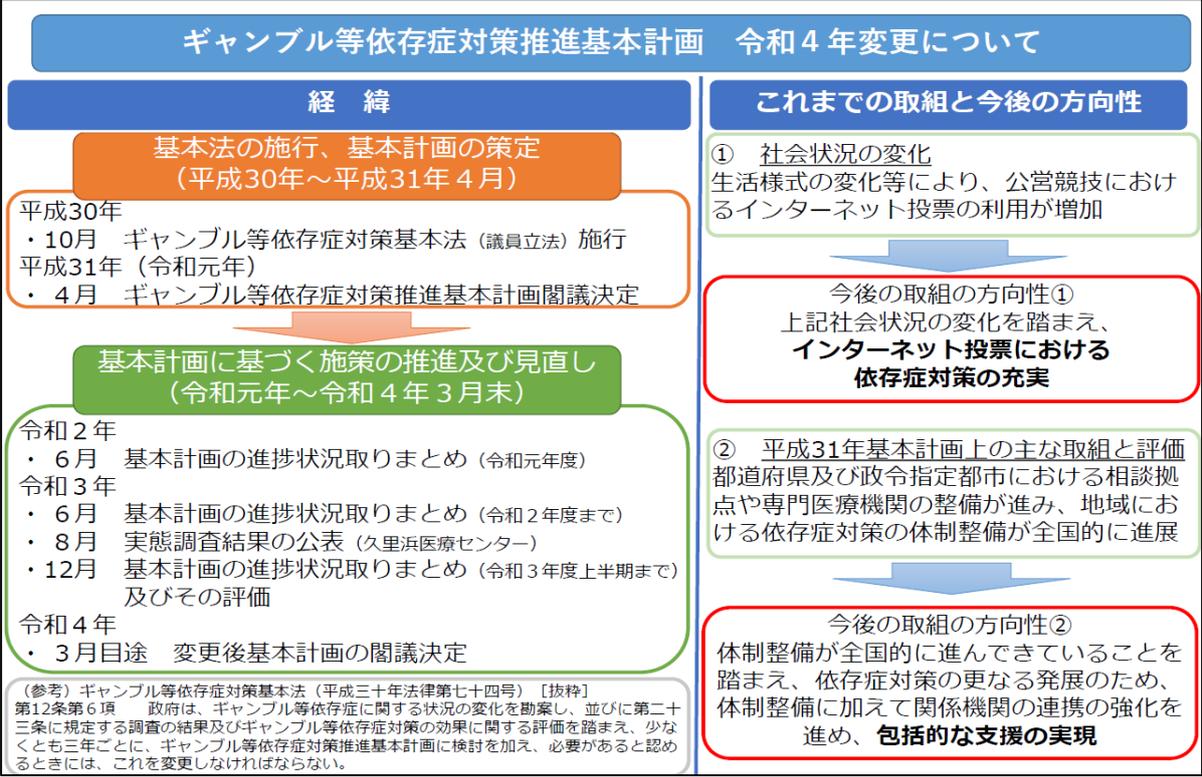
ギャンブル等依存症対策推進基本計画【概要】

第一章 ギャンブル等依存症対策の基本的考え方等

I ギャンブル等依存症問題の現状					
<ul style="list-style-type: none"> 国内の「ギャンブル等依存が疑われる者」の割合：成人の0.8%（平成29年度日本医療研究開発機構（AMED）調査結果） 					
II ギャンブル等依存症対策の基本理念等					
<ul style="list-style-type: none"> 発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な措置と関係者の円滑な日常生活及び社会生活への支援 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮 アルコール、薬物等依存に関する施策との有機的な連携への配慮 					
III ギャンブル等依存症対策推進基本計画の基本的事項					
<ul style="list-style-type: none"> 推進体制：ギャンブル等依存症対策推進本部（本部長：内閣官房長官） 対象期間：平成31年度～平成33年度（3年間） 基本的な考え方 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">PDCAサイクルによる 計画的な不測の取組の推進</td> <td style="width: 33%;">多機関の連携・協力による 総合的な取組の推進</td> <td style="width: 33%;">重層的かつ多段階的な 取組の推進</td> </tr> </table> 			PDCAサイクルによる 計画的な不測の取組の推進	多機関の連携・協力による 総合的な取組の推進	重層的かつ多段階的な 取組の推進
PDCAサイクルによる 計画的な不測の取組の推進	多機関の連携・協力による 総合的な取組の推進	重層的かつ多段階的な 取組の推進			
IV ギャンブル等依存症対策の推進に向けた施策について					
<ul style="list-style-type: none"> ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～20日）における積極的な広報活動の実施 政府においては、全都道府県が速やかに推進計画を策定するよう促進 					

第二章 取り組むべき具体的施策（主なもの）

I 関係事業者の取組：基本法第15条関係	
広告宣伝の在り方	<ul style="list-style-type: none"> 新たに広告宣伝に関する指針を作成、公表。注意喚起標語の大きさや時間を確保（～平成33年度）〔公営競技・ばちんこ〕 通年、普及啓発活動を実施するとともに、啓発週間に新大学生・新社会人を対象とした啓発を実施（平成31年度～）〔公営競技・ばちんこ〕 本人申告・家族申告によるアクセス制限等に関し、個人認証システム等の活用に向けた研究を実施（～平成33年度）〔競馬・モーターボート〕
アクセス制限 施設内の取組	<ul style="list-style-type: none"> インターネット投票の購入限度額システムを前倒し導入（平成32年度）〔競馬・モーターボート〕 自己申告プログラムの周知徹底・本人同意のない家族申告による入店制限の導入（平成31年度）〔ばちんこ〕 自己申告・家族申告プログラムに関し、顔認証システムの活用に係るモデル事業等の取組を検討（～平成33年度）〔ばちんこ〕 18歳未満の可能性のある者に対する身分証明書による年齢確認を原則化（平成31年度）〔ばちんこ〕 施設内・営業所内のATM等の撤去等（平成31年度～）〔公営競技・ばちんこ〕
相談・治療につなげる取組	<ul style="list-style-type: none"> 自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援 〔公営競技：平成33年度までの支援開始を目指す／ばちんこ：31年度に開始、実績を毎年度公表〕 ギャンブル依存症予防回復支援センターの相談者助成（民間団体の初回利用料・初診料負担）の拡充の検討に着手（平成31年度～）〔モーターボート〕
依存症対策の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> 依存症対策最高責任者等の新設、ギャンブル等依存症対策実施規程の整備（～平成33年度）〔競馬・モーターボート〕 依存症対策要綱の整備、対策の実施状況を毎年度公表（平成31年度～）〔ばちんこ〕 第三者機関による立入検査の実施（平成31年度～）、「安心パテック・パチスロアドバイザー」による対策の強化（～平成33年度）〔ばちんこ〕
II 相談・治療・回復支援：基本法第16～19条関係	
相談支援	<ul style="list-style-type: none"> 全都道府県・政令指定都市への相談拠点の早期整備（平成32年度目途）〔厚労省〕 ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援の強化〔関係省庁〕 婦人相談所相談員、母子・父子自立支援員、児童相談所職員、障害福祉サービス従事者・発達障害者支援センター職員等における支援（平成31年度～）〔厚労省〕 ギャンブル等依存症対策に関する各地域の消費生活相談体制強化（平成31年度～）〔消費者庁〕 多重債務相談窓口・日本司法支援センターにおける情報提供・相談対応（平成31年度～）〔金融庁・法務省〕 相談対応等においてギャンブル等依存症に配慮できる司法書士の養成（平成31年度～）〔法務省〕
治療支援	<ul style="list-style-type: none"> 全都道府県・政令指定都市への治療拠点の早期整備（平成32年度目途）〔厚労省〕 専門的な医療の確立に向けた研究の推進、適切な診療報酬の在り方の検討（平成31年度～）〔厚労省〕
民間団体支援	<ul style="list-style-type: none"> 自助グループをはじめとする民間団体が行うミーティング等の活動支援に係る施策の改善・活用促進（平成31年度～）〔厚労省〕 自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援（再掲）（平成31年度～）〔公営競技・ばちんこ〕
社会復帰支援	<ul style="list-style-type: none"> ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援（平成31年度～）〔厚労省〕 ギャンブル等依存症問題を有する受刑者への効果的な指導・支援（平成31年度～）〔法務省〕 受刑者・保護観察対象者等に対する就労支援（平成31年度～）〔法務省〕
III 予防教育・普及啓発：基本法第14条関係	
<ul style="list-style-type: none"> シンポジウム、普及啓発イベント等を通じ、依存症の正しい知識や相談窓口等を積極的かつ継続的に普及啓発（平成31年度～）〔厚労省〕 特設ページ・SNS等を活用した消費者向けの総合的な情報提供。成人式などあらゆる機会を活用した、地域における普及啓発の推進（平成31年度～）〔消費者庁〕 新学習指導要領や指導参考資料を活用した学校教育における指導の充実。社会教育施設等を活用した保護者等への啓発の推進（平成31年度～）〔文科省〕 金融経済教育におけるギャンブル等依存症対策の啓発（平成31年度～）〔金融庁〕 産業保健総合支援センターを通じた職場における普及啓発の推進（平成31年度～）〔厚労省〕 	
IV 依存症対策の基盤整備：基本法第20・21条関係	
連携協力体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 各地域における包括的な連携協力体制の構築〔関係省庁〕 （専門医療機関その他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、財務局等・地方公共団体多重債務相談担当課、消費生活センター、日本司法支援センター、司法書士会等、矯正施設、保護観察所、市区町村、教育委員会、生活困窮者自立相談支援事業実施機関、地域自殺対策推進センター、児童相談所、産業保健総合支援センター、福祉事務所、発達障害者支援センター、警察、健康保険関係団体、自助グループ・民間団体、関係事業者等が参画）（平成31年度～）
人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> 医師臨床研修の見直し等〔厚労省〕、医学部における教育の充実〔文科省〕（平成31年度～） 保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、作業療法士の継続的な養成〔厚労省〕 刑事施設職員、更生保護官署職員の育成（平成31年度～）〔法務省〕
V 調査研究：基本法第22条関係	
<ul style="list-style-type: none"> ギャンブル等依存症の標準的な治療プログラムの確立に向けたエビデンスの構築等、治療プログラムの全国的な普及（平成31年度～）〔厚労省〕 個人認証システム・海外競馬の依存症対策に係る調査、ICT技術を活用した入場管理方法の研究（平成31～33年度）〔競馬・モーターボート〕 	
VI 実態調査：基本法第23条関係	
<ul style="list-style-type: none"> 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等のギャンブル等依存症問題の実態把握（平成32年度）〔厚労省〕 国民のギャンブル等の消費行動の実態調査を実施（～平成33年度）〔消費者庁〕 相談データの分析によるギャンブル等依存症問題の実態把握（平成31年度～）〔公営競技・ばちんこ〕 ギャンブル等依存症が児童虐待に及ぼす影響の調査（平成31年度～）〔厚労省〕 	
VII 多重債務問題等への取組	
<ul style="list-style-type: none"> 貸金業・銀行業における貸付自粛制度の適切な運用の確保及び的確な周知の実施（平成31年度～）〔金融庁〕 違法に行われるギャンブル等の取締りの強化（平成31年度～）〔警察庁〕 	



ギャンブル等依存症対策推進基本計画 令和4年変更【概要】	
<p style="text-align: center;">第一章 基本的考え方等</p> <p style="text-align: center;">第二章 取り組むべき具体的施策</p> <p>I 関係事業者の取組</p> <p>I-1～3 公営競技における取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の抑制 ・インターネット投票におけるアクセス制限の強化 (視覚的に訴える新たな注意喚起表示の導入等) ・競走場・場外発売所のATMの完全撤去 ・相談体制の強化 ・依存症対策の体制整備 <p>I-4 ぱちんこにおける取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の抑制 ・自己申告・家族申告プログラムの運用改善、利用促進に向けた広報の強化 ・ぱちんこ営業所のATM等の撤去等 ・相談体制の強化及び機能拡充のための支援 ・地域連携の強化 	<p>II 予防教育・普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果的な普及啓発の検討及び実施 ・依存症の理解を深めるための普及啓発 ・消費者向けの総合的な情報提供、青少年等への普及啓発 ・学校教育における指導の充実、金融経済教育における啓発 ・職場における普及啓発 <p>III 依存症対策の基盤整備・様々な支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地域の包括的な連携協力体制の構築及び包括的な支援 (「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築推進等) ・都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定促進 ・相談拠点等における相談の支援 ・その他の関係相談機関における体制強化等 ・全都道府県・政令指定都市における専門医療機関等の早期整備を含む精神科医療の充実 ・自助グループをはじめとする民間団体への支援 ・就労支援等や生活困窮者支援などの社会復帰支援 ・医師の養成をはじめとする人材の確保 <p>IV 調査研究・実態調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健医療におけるギャンブル等依存症問題の実態把握等 ・関係事業者による調査及び実態把握 <p>V 多重債務問題等への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付自粛制度の適切な運用確保及び制度の周知 ・違法に行われるギャンブル等の取締りの強化

資料3 岐阜県ギャンブル等依存症対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）第13条第1項の規定に基づき、本県における総合的なギャンブル等依存症対策の推進を図るため、岐阜県ギャンブル等依存症対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 情報の収集及び意見交換
- (2) 事業実施状況についての評価
- (3) 岐阜県ギャンブル等依存症対策推進計画に関すること。
- (4) その他ギャンブル等依存症対策に関し必要なこと。

(構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる構成機関が推薦する者（以下「委員」という。）で構成する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。

- 2 任期途中の委員の欠員による後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の再任は、これを妨げない。

(会議)

第6条 協議会は、県が招集する。

- 2 県は必要に応じて協議会にオブザーバーの出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部保健医療課において処理する。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た個人的事項を他に漏らしてはならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

別表

【構成委員】

	構成機関	区分
1	医療法人杏野会各務原病院	医療従事者 依存症治療拠点機関 依存症相談拠点
2	医療法人静風会大垣病院	医療従事者 依存症専門医療機関 岐阜県精神科病院協会長 岐阜県精神保健福祉協会長
3	岐阜県医師会	医療従事者
4	岐阜県看護協会	医療従事者
5	岐阜県精神保健福祉士協会	保健福祉従事者
6	岐阜県臨床心理士・公認心理師協会	保健福祉従事者
7	—	市町村保健福祉関係者
8	岐阜県弁護士会	法務関係者
9	岐阜県司法書士会	法務関係者
10	岐阜労働局	労務関係者
11	岐阜県遊技業協同組合	関係事業者 (パチンコ)
12	岐阜県地方競馬組合	関係事業者 (競馬)
13	岐阜市行政部	関係事業者 (競輪)
14	大垣市経済部	関係事業者 (競輪)
15	日本貸金業協会岐阜県支部	関係事業者 (多重債務)
16	ギャマノン岐阜グループ	家族

【オブザーバー】

	団体名
1	岐阜県警察本部生活安全総務課
2	岐阜県環境生活部私学振興・青少年課
3	岐阜県環境生活部県民生活課
4	岐阜県健康福祉部地域福祉課
5	岐阜県健康福祉部障害福祉課
6	岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課
7	岐阜県商工労働部労働雇用課
8	岐阜県農政部農政課
9	岐阜県教育委員会体育健康課
10	岐阜県商工労働部商業・金融課
11	岐阜県保健所長会

【事務局】

	団体名
1	岐阜県健康福祉部保健医療課
2	岐阜県精神保健福祉センター

岐阜県ギャンブル等依存症対策推進計画

令和6年3月

岐阜県健康福祉部保健医療課

所在地 岐阜市藪田南2-1-1

電話 058-272-1111